

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

<市場価格が変動するリスク>

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増減するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

<為替相場に関するリスク>

- ・ 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

- 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した

場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

- ・ 新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・ 外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日または利子支払日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の 4 営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要について

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
資 本 金	48,323,132,501 円(2018 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	1944 年 3 月
連 絡 先	「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター 電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料）） 受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く） SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター 電話番号：0120-142-892 受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く） IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート 電話番号：0120-581-861 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く） 担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：**「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター**
電話番号：0120-104-214（携帯電話・PHS からは、0570-550-104（有料））
受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く）

SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号：0120-142-892
受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート
電話番号：0120-581-861
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

2019年 1 月

発行登録追補目論見書



トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2023年 1 月19日満期 米ドル建社債

－ 売 出 人 －

大和証券株式会社
東海東京証券株式会社

－ 売 出 取 扱 人 －

株式会社 S B I 証券
おきぎん証券株式会社
ワイエム証券株式会社
西日本シティ T T 証券株式会社
池田泉州 T T 証券株式会社
ほくほく T T 証券株式会社
藍澤証券株式会社
三木証券株式会社

この発行登録追補目論見書に係る売出しがなされるトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023年1月19日満期 米ドル建社債（以下「本社債」という。）の元利金は、米ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

（注）発行会社は、平成30年12月19日付及び平成30年12月21日付で「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023年1月19日満期 豪ドル建社債」及び「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023年1月19日満期 ニュージーランドドル建社債」の各売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録追補目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておりません。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定也没有ありません。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold in the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons unless the Notes are registered under the Securities Act, or an exemption from the registration requirements of the Securities Act is available. Terms used in this paragraph have the meaning given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. Treasury regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986, as amended and Treasury regulations promulgated thereunder.

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

30 - 外 1 - 8

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 31 年 1 月 10 日

【会社名】

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】

業務執行取締役
(Managing Director)
ジョン・ロドニー・チャンドラー
(John Rodney Chandler)

【本店の所在の場所】

オーストラリア 2065 ニュー・サウス・ウェールズ州
セント・レオナルド パシフィック・ハイウェイ 207 レベル 9
(Level 9, 207 Pacific Highway, St Leonards, New South
Wales 2065 Australia)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 広 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 山 元 貴 恵

【連絡場所】

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】

03-6775-1385

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】

社債

【今回の売出金額】

6,265 万米ドル

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した 2019 年 1 月 9 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 米ドル=108.71 円の換算レートで換算した円貨相当額は 68 億 1,068 万 1,500 円である。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 30 年 2 月 1 日
効力発生日	平成 30 年 2 月 9 日
有効期限	平成 32 年 2 月 8 日
発行登録番号	30-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000 億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外 1-1	平成 30 年 2 月 23 日	259 億 7,245 万 4,000 円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1-2	平成 30 年 5 月 11 日	40 億 7,352 万 4,000 円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1-3	平成 30 年 5 月 11 日	25 億 2,713 万 7,000 円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1-4	平成 30 年 5 月 11 日	75 億 547 万 5,000 円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1-5	平成 30 年 8 月 27 日	304 億 1,903 万 9,000 円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		704 億 9,762 万 9,000 円	減額総額	0 円

(注 1) 「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023 年 1 月 19 日満期 豪ドル建社債」(売出券面額の総額 2,840 万豪ドル、円貨相当額 22 億 753 万 2,000 円)の売出しを行うために、平成 31 年 1 月 10 日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号 30-外 1-6)を関東財務局長に提出したが、平成 31 年 1 月 29 日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡期日が到来していないため、上記金額を、上記売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。本(注 1)における円貨相当額は、株式会社三菱 U F J 銀行が発表した 2019 年 1 月 9 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 豪ドル=77.73 円の換算レートで換算されている。

(注 2) 「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023 年 1 月 19 日満期 ニュージーランドドル建社債」(売出券面額の総額 8,021 万ニュージーランドドル、円貨相当額 58 億 8,420 万 5,600 円)の売出しを行うために、平成 31 年 1 月 10 日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号 30-外 1-7)を関東財務局長に提出したが、平成 31 年 1 月 29 日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡期日が到来していないため、上記金額を、上記売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。本(注 2)における円貨相当額は、株式会社三菱 U F J 銀行が発表した 2019 年 1 月 9 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 ニュージーランドドル=73.36 円の換算レートで換算されている。

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 3,295 億 237 万 1,000 円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

目次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第 1 【募集要項】	1
第 2 【売出要項】	2
1 【売出有価証券】	2
2 【売出しの条件】	3
第 3 【第三者割当の場合の特記事項】	24
第二部 【公開買付けに関する情報】	25
第三部 【参照情報】	25
第 1 【参照書類】	25
第 2 【参照書類の補完情報】	26
第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】	26
第四部 【保証会社等の情報】	27
第 1 【保証会社情報】	27
第 2 【保証会社以外の会社の情報】	27
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	27
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	37
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	41
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 5 条第 4 項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	146
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	147

第一部 【証券情報】

(注1) 本書中の「T F A」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド(ABN 48 002 435 181)を、「グループ会社」とはT F A及びT F Aが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」はすべて日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	売出券面額の 総額又は 売出振替社債 の総額	売出価額の 総 額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミ テッド 2023年1月19 日満期 米ドル建社債 (別段の記載がある場 合を除き、以下「本社 債」という。)	6,265万 米ドル	6,265万 米ドル	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利 率	利 払 日	満 期 日
無 記 名 式	10,000米ドル	年率2.71%	1月19日 及び 7月19日	2023年1月19日

(注) 本社債の元金及び利息は、米ドルにより支払われる。

摘要

- (1) 本社債には、T F Aの関係会社その他の者による保証は付されない。本社債及び本社債に付された利札（以下「利札」という。）の所持人は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）とトヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下「T F S」という。）との間の2000年7月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント（その後の追補を含む。）及びT F SとT F Aとの間の2000年8月7日付のクレジット・サポート・アグリーメント（両契約とも日本法を準拠法とする。）による利益を享受する。
- (2) 金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付
- 本社債につき、T F Aの依頼により、信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

2 【売出しの条件】

売 出 価 格	申 込 期 間	申 込 単 位	申 込 証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2019年1月16日 から 同年1月24日 まで	額面金額 10,000米ドル	な し	各売出人及び各売出取扱人 (以下に定義する。)の日本 国内の本店及び各支店並び に下記摘要(3)記載の金融 機関及び金融商品仲介業者 の営業所又は事務所
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 沖縄県那覇市久米二丁目4番16号 おきぎん証券株式会社 山口県下関市豊前田町三丁目3番1号 ワイエム証券株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号 西日本シティTT証券株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 池田泉州TT証券株式会社 富山県富山市丸の内一丁目8番10号 ほくほくTT証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号 藍澤證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番9号 三木証券株式会社 (以下「売出取扱人」と総称する。)			大和証券株式会社は、株式会社SBI証券及びおきぎん証券株式会社に 本社債の売出しの取扱いを委託して いる。 東海東京証券株式会社は、ワイエム 証券株式会社、西日本シティTT証 券株式会社、池田泉州TT証券株式 会社、ほくほくTT証券株式会 社、藍澤証券株式会社及び三木証券株式 会社に本社債の売出しの取扱いを委 託している。	

摘要

- (1) 本社債の受渡期日は、2019年1月29日（日本時間）である。
- (2) 本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人及び売出取扱人は、金融商品取引法（その後の改正を含む。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (4) 本社債は、ユーロ市場において大和証券キャピタル・マーケッツシンガポールリミテッドにより募集され、2019年1月25日に発行される。本社債の募集は、ユーロ市場において大和証券キャピタル・マーケッツシンガポールリミテッドにより引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

- (5) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (6) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人（United States Person）に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この「摘要(6)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有する。

社債の概要

1 利息

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年1月25日（当日を含む。）から2023年1月19日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月19日及び7月19日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額10,000米ドルの各本社債につき135.50米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2019年7月19日に、2019年1月25日（当日を含む。）から2019年7月19日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額10,000米ドルの各本社債につき130.99米ドルとする。

本社債に関する支払については、「修正翌営業日基準」（Modified Following Business Day Convention）が適用される。この基準の下で、利払日又は満期日（下記「2 償還及び買入れ (a) 満期償還」に定義する。）が営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該元金又は利息の支払は翌営業日に（当該利払日又は（場合により）満期日に行われたのと同様に）行われるが、その結果、支払が翌月に行われることとなる場合には、その全額が直前の営業日に（その日に支払期日が到来したのと同様に）支払われるものとする。上記営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われた場合、支払われるべき利息額は変更されない。

「社債の概要」において、「営業日」とは、ロンドン、シドニー及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金を含む。）を行っている日をいう。

- (b) 利息の発生

各本社債（各本社債の一部償還の場合には、償還される部分のみ）の利息（もしあれば）は、償還日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(i) 当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額が当該本社債の所持人により、若しくは当該所持人のために受領された日又は(ii) 代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額を受領した旨を当該本社債の所持人に対して（下記「9 通知」に従い若しくは個別に）通知した日のうちいずれか早く到来する日まで、その時点で適用のある利率による利息が付されるものとする。

2 償還及び買入れ

(a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、T F Aにより、2023年1月19日（以下「満期日」という。）に米ドルにより額面金額（以下「満期償還価格」という。）で償還されるものとする。

(b) 税制変更による繰上償還

T F Aが、オーストラリア連邦（若しくは同国の若しくは同国内の徴税権を有する下部行政主体若しくはいかなる当局）の法律（若しくはかかる法律に基づき制定された規則若しくは通達）の改正若しくは変更、又はかかる法律、規則若しくは通達の適用若しくは公的解釈の変更（ただし、いずれの場合も、本社債の発行日以後に施行された改正又は変更に限る。）の結果、本社債に関する次の支払に際して、下記「8 租税上の取扱い（1）オーストラリアの租税－税制上の理由による追加額の支払」に定める追加額を支払う必要があるとT F Aが判断した場合には、T F Aはいつでも本社債の全部（一部は不可）をその額面金額（以下「期限前償還価格」という。）に、（必要があれば）本号に基づく償還のための期日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して償還することができる。

本社債を償還する場合には、本号に基づく償還のための期日に先立つ30日ないし60日の期間中に、下記「9 通知」に従って、少なくとも1回償還通知を行うものとする。ただし、かかる変更又は改正の施行期日の90日前の日より前に当該償還通知を行わないこと、及びかかる償還通知の時に当該追加額の支払義務が有効に存続していることを条件とする。当該償還期日に償還資金が提供された場合には、当該本社債には当該償還期日以降利息は付されず、当該本社債及び利札の所持人は、期限前償還価格及び（必要があれば）当該償還期日（当日を含まない。）までに発生した未払利息の全額を受領する権利のみを有する。

本号及び下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本社債を満期日より前に償還することはできない。

(c) 買入れ

T F A又はその子会社は、市場その他において、いかなる価格でも、随時本社債を（ただし、本社債が最終券面である場合は、当該本社債に付されていた支払期日未到来の利札とともに）買入れることができる。買入れが入札によってなされる場合には、本社債のすべての所持人に対し平等に買入れの申込みを行わなければならない。当該本社債は、T F Aの選択により、（i）転売され、再発行され、若しくは（その後の転売若しくは再発行のために）T F Aにより保持されるか、又は（ii）消却のために支払代理人（下記「12 その他（3）代理契約」に定義する。）に引渡されるものとする。支払代理人に引渡された本社債又は利札を転売又は再発行してはならない。

(d) 消却

償還されたすべての本社債は、償還時に当該本社債に付されていた又は当該本社債とともに引渡された支払期日未到来の利札とともに、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債及び上記(c)に基づき買入れ及び消却された本社債は、（本社債が最終券面である場合は、当該本社

債とともに消却された支払期日未到来の利札とともに) 代理人に引渡されるものとし、再発行又は転売することはできない。本社債が、当該本社債に付されていたすべての支払期日未到来の利札を伴わずに買入れ及び消却された場合、T F Aは、下記「3 支払」に従い、当該本社債が当該利札に関連する期間未償還であったのと同様に、かかる欠缺利札に関して支払を行うものとする。

3 支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は(下記の制限の下で)、下記(c)に定める場合を除き、支払受領者が指定するアメリカ合衆国外における米ドル建口座への入金又は送金により行われるものとする。

下記(c)に定める場合を除き、小切手はT F Aの職員若しくは代理の者、代理人又は支払代理人によってアメリカ合衆国若しくはその属領内の住所において引渡されてはならず、また金員はこれらの者によってアメリカ合衆国又はその属領内の銀行にある口座に振込まれてはならない。一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令、財政当局その他の当局の税務に関する行政慣行及び手続、マネーロンダリング防止策並びに(元金、償還額、利息又はその他を問わず)本社債に関して支払われるべき金額に適用される可能性のあるその他の要件に服するが、下記「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税—税制上の理由による追加額の支払」の規定の適用を妨げない。しかし、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)の第1471条から第1474条、これらに関して公布された規則、その他の指針若しくはそれらの公的解釈(第1471条(b)項に記載された契約に基づく場合を含む。)、又はこれらに対して代替的アプローチを導入する政府間契約若しくはこれらに関連して導入する法律に基づき源泉徴収が要求される場合、T F Aはかかる源泉徴収について「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税—税制上の理由による追加額の支払」に基づく追加額を支払う義務を負わない。

(b) 本社債及び利札の呈示

本社債の最終券面に関する元金の支払は(下記の制限の下で)最終券面の呈示及び引渡し(一部支払の場合は裏書き)と引換えに、上記(a)に定める方法で米ドルによって行われ、最終券面に関する利息の支払は、(下記の制限の下で)利札の呈示及び引渡し(一部支払の場合は裏書き)と引換えに、上記(a)に定める方法で米ドルによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人の合衆国(本号において、アメリカ合衆国(州及びコロンビア特別区並びにその属領を含む。))を意味する。)外の所定の事務所において行われるものとする。

最終券面の様式の本社債の場合、当該本社債は、償還期日に、それに付された支払期日未到来のすべての利札とともに支払のために呈示されなければならないが、かかる呈示がなされない場合には、欠缺した支払期日未到来の利札について支払われるべき金額(一部支払の場合には、支払期日未到来の欠缺利札の総額に、一部支払がなされた金額が支払われるべき総額に占める割合を乗じた額)が支払額から控除される。そのように控除された元金額は、(下記「10 消滅時効」に基づき当該利札が無効になっていると否とを問わず)当該元金額に係る関連日(下記「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税—税制上の理由による追加額の支払」に定義する。)の後5年が経過するまでの間いつでも、又は(それより遅い場合は)、当該利札の支払期日が到来した日から5年が経過するまでの間いつでも、当該欠缺利札と引換えに上記の方法で支払われる。

本社債の最終券面の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日(当日を含む。))又は(場合により)本社債の発行日以降当該本社債について発生した未払利息(もしあれば)は、当該最終券面と引換えによってのみ支払われるものとする。

大券により表章される本社債に関する元金及び利息(もしあれば)の支払は、以下に定める場合を除き、(下記の制限の下で)本社債の最終券面につき上記に定める方法又はその他の点については大券に定める方法(適用ある場合)により、当該大券の呈示又は(場合により)引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。各支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上に、又は(場合により)ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)若しくはクリアストリーム・バンキング・エス・エー(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の名簿上に、元金の支払と利息の支払とに分けて記録される。

(c) 大券

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、T F Aは、当該大券の所持人に対し又は当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対し又は当該所持人の指図に従いT F Aが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、(場合により)ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ支払を請求しなければならない。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてT F Aに対する請求権を有しない。

本社債の利息は、合衆国及びその属領外(合衆国財務省規則第1.163-5(c)(1)(ii)(A)に定義される。)においてのみ支払われるものとする。支払受領者が合衆国財務省規則第1.163-5(c)(2)(v)(B)(1)又は(2)に記載されている場合を除き、本社債の利息は、支払受領者が合衆国内に有する口座には送金されないものとし、合衆国内の住所には送付されないものとする。

上記規定にかかわらず、下記の場合に限り、大券に関する元金及び利息の支払は、合衆国(本号において、アメリカ合衆国(州及びコロンビア特別区、その領域、その属領及びその管轄に服するその他の地域を含む。))を意味する。)内の支払代理人の所定の事務所において行われる。

- (i) T F Aが、合衆国外に所定の事務所を有する支払代理人を、当該支払代理人が本社債に関して支払われるべき金額の全額を合衆国外の所定の事務所において上記の方法により支払期日に支払うことができるであろうという合理的な予想の下に指名しており、
- (ii) 本社債に関して支払われるべき金額の全額をかかる合衆国外の所定の事務所で支払うことが、違法であるか、又は外国為替規制若しくは利息の全額の支払若しくは受領に関するその他の類似の規制の適用により実質的に不可能であり、かつ、
- (iii) かかる支払が、合衆国法上、その時点において許容されており、かつ、(T F Aの意見によれば) T F Aにとって不利益な税務効果をもたらさないとき。

(d) 支払日

上記1(a)に従い、本社債又は利札に関する金員の支払期日が、支払日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該支払呈示の場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、(下記「10 消滅時効」に従い)商業銀行及び

外国為替市場が、(A) 当該呈示の場所(呈示が要求される場合)、(B) ロンドン、(C) シドニー及び(D) ニューヨークにおいて、支払決済並びに一般業務(外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。)を行っている日を意味する。

(e) 元金及び利息の解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

(i) 下記「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払」に基づき、又は「12 その他 (4) 交替」に従い元金への追加若しくはその代替として付与される約定に基づき、元金に関し支払われることのある追加額。

(ii) 本社債の満期償還価格。

(iii) 本社債の期限前償還価格。

「社債の概要」において、本社債に関する利息には、場合により(ただし、上記(i)に定めるものを除く。)、下記「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払」に基づき、又は「12 その他 (4) 交替」に従い元金への追加若しくはその代替として付与される約定に基づき、利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。

4 本社債の地位及びクレジット・サポート・アグリーメント

本社債及び利払は、T F Aの直接、無条件、非劣後かつ(下記「5 担保又は保証に関する事項」に従い)無担保の債務であり、本社債相互の間において同順位であり、(法律上優先権が認められる一定の債務を除き)T F Aが随時負担する他の一切の無担保債務(劣後債務(もしあれば)を除く。)と同順位である。本社債及び利払は、トヨタ自動車とT F Sとの間の2000年7月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント(その後の追補を含む。)(以下「トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメント」という。))及びT F SとT F Aとの間の2000年8月7日付のクレジット・サポート・アグリーメント(以下「個別クレジット・サポート・アグリーメント」といい、トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントと併せて「クレジット・サポート・アグリーメント」と総称する。)(両契約とも日本法を準拠法とする。))による利益を享受する。これらのクレジット・サポート・アグリーメントは、本社債についてのトヨタ自動車又はT F Sによる直接又は間接の保証とみなされるものではない。トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づくトヨタ自動車の債務及び個別クレジット・サポート・アグリーメントに基づくT F Sの債務は、直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務であり、相互の間において同順位である。

5 担保又は保証に関する事項

T F Aは、本社債が未償還(以下に定義する。)である限り、関連債権(以下に定義する。)の保有者の利益のために、T F Aが負担若しくは明示的に保証し、又は補償を行っている関連債権を担保する目的で、その現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部について、抵当権、質権、先取特権、担保権その他の権利(以下、それぞれを「担保権」という。)(認可担保権(以下に定義する。))を除く。)を設定せず、かかる権利が発生することを容認しない。ただし、それと同時に本社債について、当該関

連債権に関して付与され若しくは発生しているものと同じ担保を付す場合、又は本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により承認され、若しくは代理契約(下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。)に定めるところに従って定足数が満たされた当該本社債の所持人の集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により承認された保証、補償その他の担保が付される場合を除く。なお、この約束は、合計でT F A及びその連結子会社の連結有形純資産(以下に定義する。)の20%を超えない未払関連債務を担保する担保権には適用されない。

本項、下記「6 債務不履行事由」及び下記「7 社債権者集会、変更及び権利放棄」において、本社債に関して「未償還」とは、下記のものを除く代理契約(下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。)に基づき発行済みのすべての本社債をいう。

(a)代理契約又は本社債に適用される要項(以下「社債の要項」という。)に従って全額が償還された本社債。

(b)社債の要項に規定する償還期日が到来し、その償還資金(当該本社債に関して当該償還期日まで発生したすべての未払利息及び社債の要項に従って当該償還期日後に支払われるべき一切の利息を含む。)が代理契約の規定に従って代理人に対し適正に支払われ(必要な場合には、本社債の所持人に対し下記「9 通知」に従って通知がなされる。)、当該社債の呈示により支払を受けることができる本社債。

(c)下記「10 消滅時効」に基づき無効となった本社債。

(d)上記「2 償還及び買入れ」に従って買入れその他の方法により取得され、消却された本社債、及び上記「2 償還及び買入れ」に従い買入れその他の方法により取得され、その後の転売又は再発行のためにT F Aによって現に所持されている本社債。

(e)下記「12 その他 (1) 代わり社債券及び代わり利札」に従って代わり券と引換えに提出された汚損又は毀損社債券。

(f)盗失又は破損した旨の申立てがなされ、下記「12 その他 (1) 代わり社債券及び代わり利札」に基づき代わり券が発行されている本社債(ただし、残存する本社債の金額を確定する意味においてのみであり、当該本社債のその他の地位には影響を及ぼさない。)。

(g)仮大券の要項に従い全額が恒久大券又は最終券面と適正に引換えられた仮大券、及び恒久大券の要項に従い全額が最終券面と適正に引換えられた恒久大券。

「社債の概要」において、

「連結有形純資産」とは、(適用ある準備金その他の適正な控除項目を控除後の)T F A及びその連結子会社の総資産額から一切ののれん、商標、トレードマーク、特許、未償却社債発行差金その他類似の無形資産を差引いた額をいう。かかるすべての項目は、オーストラリア連邦で一般に認められた会計原則に従って作成されたT F A及びその連結子会社の直近の貸借対照表に記載されたものをいう。

「関連債権」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーその他の有価証券の形態をとり、又はこれらにより表章された債権のうち、最終償還期限が発行された日から1年を超えるものであって、かつ1又は複数の証券取引所に上場されているものをいう。

「認可担保権」とは、以下の担保権をいう。

(i)法令の適用又は相殺権に基づいて生じる担保権

- (ii) トヨタ自動車によりトヨタ自動車の子会社(以下に定義する。)のために付与された担保権(かかる受益者がトヨタ自動車の子会社である間に限る。)、又はトヨタ自動車の子会社により、別のトヨタ自動車の子会社のために付与された担保権(かかる受益者がトヨタ自動車の子会社である間に限る。)
- (iii) リミテッド・リコース・ファイナンス、証券化、又はこれらに類する取引(関連する担保権により担保されている債務に関する支払義務が、当該担保権が付された資産(債権を含むが、これに限定されない。)から生じる収益により満足されるもの)に関連して、又はこれらに基づいて発生した担保権
- (iv) (A) 金銭債務 (account) 若しくは動産抵当証券 (chattel paper) の譲渡、(B) 商取引委託 (commercial consignment)、又は(C) PPSリース (PPS lease) において、当該取引が支払又は債務の履行を保証していない場合に付される担保権

本号において、「金銭債務」、「動産抵当証券」、「商取引委託」及び「PPSリース」とは、2009年オーストラリア個人資産担保法において定義された用語と同じ意味を有する。

「トヨタ自動車の子会社」とは、合衆国で一般に認められた会計原則に従って連結されているトヨタ自動車の子会社をいう。

6 債務不履行事由

- (a) 以下に掲げる事由(以下、下記(i)から(iv)までのそれぞれを「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生した場合、本社債の所持人は、その選択により、T F A及び代理人宛てに書面で通知することにより、当該本社債の元金及びその未払経過利息(もしあれば)が期限の利益を喪失し直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債の元金及びその未払経過利息(もしあれば)は、かかる書面による通知の受領日までにかかる不履行の全部がT F A(又はクレジット・サポート・アグリーメントに基づき、トヨタ自動車又はT F S)により治癒されない限り、期限の利益を喪失し直ちに支払われるべきものとなる。
 - (i) T F Aにより、いずれかの本社債の元金又は利息がその支払期日に支払われず、かかる不履行が支払期日後14日間継続した場合。
 - (ii) T F Aが履行又は遵守すべきである社債の要項に基づく約束、条件若しくは条項、又は代理契約に基づく本社債の所持人の利益のための約束、条件若しくは条項(本社債の元金及び利息の支払に関する条項を除く。)に関する履行又は遵守を怠り、かつ、適用ある猶予期間が満了した時点で、当該約束、条件又は条項が、本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人からT F A及び代理人に宛てて当該約束、条件又は条項の履行又は遵守を要求する書面による通知が最初になされた後、60日間履行又は遵守されなかった場合。
 - (iii) 管轄権を有する裁判所が、(a)適用ある破産法、支払不能法その他類似の法律に基づく強制手続において、T F Aに関する救済命令若しくは決定を下し、かつ、かかる命令若しくは決定が停止されることなく60日間継続した場合、(b) T F Aが支払不能にあると判断し、若しくはT F Aの会社更生、整理、調整若しくは和解の申立てを認める命令若しくは決定を下し、かつ、かかる命令若しくは決定が停止されることなく60日間継続した場合、又は(c) T F A若しくはその財産の重要な部分について管理人、管財人、清算人、譲受人、受託者その他類似の公職者を選任する、最終的かつ抗告不能の命令を下し、若しくはT F Aの解散若しくは清算を命じた場合。ただし、(a)、

(b)又は(c)のいずれの場合も、新設合併、吸収合併、再建若しくは組織再編の目的によるもの、又はこれらに伴うものであって、存続会社が本社債に基づくTFAのすべての債務を有効に引受ける場合、又は本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約の定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、事前にその条件が承認されている場合を除く。

(iv) TFAが適用ある破産法、支払不能法その他類似の法律に基づく任意手続を開始した場合、TFAがこれらの法律に基づく強制手続における救済の決定若しくは命令に同意した場合、TFAがTFAの管理人、管財人、清算人、譲受人、受託者その他類似の公職者の選任若しくはこれらの者によるTFAの財産の重要な部分の占有に同意した場合、若しくはTFAが債権者のために譲渡を行った場合、TFAが包括的にその支払債務を支払期日に履行できなくなった場合、又は上記いずれかの行為を遂行するためにTFAが社内手続をとった場合(いずれの場合も、上記(iii)に記載の新設合併、吸収合併、再建又は組織再編の目的によるものを除く。)

本社債に関して上記期限の利益喪失宣言がなされた後、いずれかの本社債に関する金銭の支払を命じる判決又は決定が本社債の所持人により取得される前には、本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約に定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、かかる宣言及びその効果を撤回し、これを取消することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(1) TFAが、(A)支払の遅滞している本社債の利息の全額及び(B)上記の期限の利益喪失以外の理由により支払われるべき本社債の元金の支払に足りる金額を支払ったか、又は代理人に預託し、かつ

(2) 上記の期限の利益喪失宣言のみによって支払われるべきものとなった本社債の元金の不払以外の本社債に関するすべての債務不履行事由が(i)治癒されたか又は(ii)下記(b)に定めるところに従い権利放棄されたこと。

かかる撤回は、その後の不履行又はそれにより生じる権利に影響を及ぼさない。

(b) 上記(a)(i)記載の事由以外のTFAによる債務不履行事由又は未償還の本社債全部の所持人の書面による同意がなければ改定若しくは変更できない上記(a)(ii)記載の約束、条件又は条項の履行又は遵守をTFAが怠った場合以外のTFAによる債務不履行事由に関する権利は、本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約に定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、これを放棄することができる。ただし、かかる決議は、本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人により承認されなければならない。

7 社債権者集会、変更及び権利放棄

代理契約には、TFA、本社債の所持人及び利札の所持人の利益に影響を及ぼす事項(社債の要項の変更又は権利放棄を含む。)を審議するための本社債及び利札の所持人の集会に関する規定が含まれている。かかる規定はTFA、本社債の所持人及び利札の所持人に対し拘束力を有する。

TFA及び(代理契約の場合は)代理人は、(i)代理契約、本社債若しくは利札の規定の意味の不明確性を正すため、かかる規定の不備を是正、訂正若しくは補完するため、下記「12 その他 (2) 新設

合併又は吸収合併」に定められた他の法人による T F A の承継を証明するため、若しくは下記「12 その他 (4) 交替」に基づいて T F A の交替を定めるため、(ii) 本社債の追加発行のために必要又は妥当であり、かつ、未償還の本社債の所持人に重大な不利益を及ぼさない代理契約の条項の変更を行うため、又は(iii) T F A 及び(代理契約の場合は)代理人が必要若しくは妥当と判断し、本社債及び利札の所持人の利益に重大な悪影響を及ぼさない方法により、代理契約、本社債及び利札を本社債又は利札の所持人の同意を得ずに変更することができるものとする。また、T F A 及び代理人は、本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約の定めるところに従って定足数が満たされた当該本社債の所持人の集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議(ただし、かかる決議は、本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人により承認されなければならない。)により、代理契約に新たな規定を追加するため、代理契約の規定を方法のいかんを問わず変更し若しくは削除するため、又は本社債及び利札の所持人の権利を方法のいかんを問わず変更するため、代理契約又は本社債及び利札の要項を修正又は改定する契約を随時締結することができる。ただし、各本社債の所持人の同意又は賛成の議決権の行使を受けずに、かかる契約により、(i) 本社債の元金若しくは利息の支払期日の変更、(ii) 本社債の元金若しくは利息の減額、(iii) 下記「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払」に定める T F A の追加額の支払義務の変更、(iv) 代理契約若しくは社債の要項を変更若しくは改定するため、若しくは将来の遵守若しくは過去の債務不履行に関する権利を放棄するための所持人の同意に必要な未償還の本社債の額面総額に対する割合の減少、又は(v) 決議が採択される本社債の所持人の集会において未償還の本社債の所持人の同意に必要な未償還の本社債の額面総額に対する割合の減少を行ってはならない。決議を採択するために招集された社債権者集会における定足数は、本社債の未償還額面総額の過半を保有又は代表する2名以上の者とし、延会においては、本社債の未償還額面総額の25%を保有又は代表する1名以上の者とする。上記の修正、改定又は権利放棄に対する同意に関して本社債の所持人又はこれを代理する者により交付された証書は、撤回することができず、最終的なものとして当該本社債の将来の所持人全員に対し拘束力を有する。代理契約又は本社債及び利札の要項に関する修正、改定又は権利放棄は、これに同意したか否か、集会に出席したか否か、また、当該修正、改定又は権利放棄に関する注記が本社債及び利札になされているか否かを問わず、最終的なものとして本社債及び利札の将来の所持人全員に対し拘束力を有する。本項における本社債の所持人の同意は、提案された変更に関する特定の文言に対する承認である必要はなく、その内容に対する承認をもって足りる。

代理契約の改定契約の締結後に認証され交付される本社債券又は利札には、代理契約の改定契約において定められた事項に関して代理人が承認する様式による注記を付すことができる。

T F A は、かかる改定契約に含まれた修正に合致させるために必要であると代理人及び T F A が判断した修正を加えた本社債の新たな社債券を作成することができ、かかる本社債券は、代理人がこれを認証した上で未償還の本社債の旧社債券と交換することができる。

8 租税上の取扱い

(1) オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払

(a) 本社債に関する租税

本社債に関する一切の元金及び利息は、オーストラリア連邦若しくはその州、準州その他の下部

行政主体又はその域内の課税権を有する当局によって課され、又は徴収される、あらゆる性質の現在又は将来の公租公課のために源泉徴収又は控除がなされることなく支払われる。ただし、かかる源泉徴収又は控除が法律上必要な場合は、この限りでない。かかる場合、T F Aは、本社債又は利札の所持人に対し、本社債の所持人又は利札の所持人がかかる源泉徴収又は控除後に受領する本社債の元金及び利息の受取額の純額を、かかる源泉徴収又は控除がなされなければ本社債又は利札について受領することができた金額と等しくするために必要となる追加的な額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、以下のいずれかに該当する場合、T F Aは、本社債又は利札に関するかかる追加額を支払う義務を負わない。

(i) 以下のいずれかの理由により、当該本社債又は利札の所持人が当該本社債又は利札に関する公租公課の支払義務を負っている場合。

(A) かかる所持人（又は所持人に代理して行為する第三者）が本社債若しくは利札の所有又は支払の受領以外にオーストラリア連邦又は同国の若しくは同国内の下部行政主体と何らかの関係性を有していること。

(B) かかる所持人が法律上の要件を遵守し、若しくは第三者に法律上の要件を遵守させること、若しくは本社債若しくは利札の支払呈示がなされた場所の税務当局に対して非居住者である旨の宣言若しくはその他の類似する免除の出願をなすこと若しくは第三者にかかる宣言若しくは出願をさせることにより、合法的にかかる源泉徴収若しくは控除し得たにもかかわらずそれを行わなかったこと。

(C) かかる所持人（又は本社債に利害関係を有している者）がT F Aの国外の関係者であり、決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンド・マネージャー又はオーストラリア2001年会社法（以下「会社法」という。）上の登録されたスキームの責任者以外の立場で行為している者であること。「国外の関係者」とは、以下のいずれかに該当するT F Aの関係者（オーストラリア1936年所得税査定法第128条F（9）に定義される。）をいう。

a) オーストラリア国内の恒久的施設において若しくはこれを通じて事業を行う過程で本社債を取得していないオーストラリアの非居住者

b) オーストラリア国外の恒久的施設において若しくはこれを通じて事業を行う過程で本社債を取得しているオーストラリアの居住者

(D) T F Aが1953年オーストラリア課税管理法の別表1の第260 5条、オーストラリア1936年所得税査定法第255条若しくは類似する規定に基づく通知又は指示を受領した場合に、かかる通知又は指示に従って、T F Aが支払った金額又は所持人に支払われるべき総額からT F Aが控除した金額であること。

(ii) 関連日の後30日を過ぎてなされた支払呈示又は支払要求の場合。ただし、かかる30日の期間の最終日が支払日（上記「3 支払（d）支払日」に定義する。）であるとした場合に、かかる日に支払呈示又は支払要求がなされていれば、当該本社債の所持人又は利札の所持人が当該追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

(iii) かかる源泉徴収又は控除が、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）の第1471条から第1474条、これらに関して公布された規則、その他の指針若しくはそれらの公的解釈（第1471条(b)項に記載された契約に基づく場合を含む。）、又はこれらに対して代替的アプローチを導入する政府間契約若しくはこれらに関連して導入する法律に基づき必要な場合。

本号において「関連日」とは、当該支払に関する最初の支払期日を指すが、支払われるべき金員

の全額を代理人が当該支払期日までに適正に受領していない場合には、当該金員を受領し、またかかる旨の通知が下記「9 通知」に従い適正に本社債の所持人に対してなされた日を指す。

(b) 利息源泉徴収税

オーストラリア

序説

下記は、本訂正発行登録書の提出日現在における1936年オーストラリア所得税査定法 (Cth) 及び1997年オーストラリア所得税査定法 (Cth) (以下「オーストラリア租税法」と総称する。)、1953年オーストラリア課税管理法並びに関連する判決、裁判所の決定又は行政実務に基づく、本社債に係る利息 (オーストラリア租税法に定義される。) の支払に関するオーストラリアの源泉徴収税の取扱いその他の一定のオーストラリアの税務を概説したものである。

この概説は、以下の本社債の所持人に適用される。

- ・ オーストラリア国外において事業を営む中で本社債を取得していないオーストラリアの課税上の居住者、及びオーストラリア国内の恒久的施設において、又はかかる恒久的施設を通じて事業を営む中で本社債を取得しているオーストラリアの課税上の非居住者 (以下「オーストラリア所持人」という。)
- ・ オーストラリア国内において事業を営む中で本社債を取得しないオーストラリアの課税上の非居住者、及びオーストラリア国外の恒久的施設において、又はかかる恒久的施設を通じて事業を営む中で本社債を取得しているオーストラリアの課税上の居住者 (以下「非オーストラリア所持人」という。)

この概説は、すべての事項を網羅したものではなく、殊に、一定の種類の本社債の所持人の地位 (証券のディーラー、カストディアン、又はいずれかの者を代理して本社債を保有するその他の第三者を含むが、これに限定されない。) について記述したものではない。さらに、明示的に別段の定めがある場合を除き、本概説はユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の決済機関を通じて本社債の持分を有する者のためのオーストラリアの税効果については検討していない。

この概説は、特定の本社債の所持人に対する法律上又は税務上の助言を目的にしておらず、またそのように解釈されてはならないものとする。各所持人は、その者特有の状況に関して、専門的な法律上又は税務上の助言を求めるべきである。

オーストラリアの利息源泉徴収税

オーストラリア租税法では、オーストラリアの利息源泉徴収税 (interest withholding tax) (以下「オーストラリアのIWT」という。)) 及び配当源泉徴収税 (dividend withholding tax) との関係で、有価証券について、(すべての主体についての) 「負債利息 (debt interest)」又は (会社についての) 「株式利息 (equity interest)」のいずれかへの分類が行われる。TFAは、オーストラリア租税法の第974節に記載された査定目的上「負債利息 (debt interest)」とみなされる本社債を発行する予定であり、かかる本社債につき支払われる利益は、オーストラリア租税法第128条Fの目的上「利息 (interest)」とされる。「負債利息 (debt interest)」とみなされない本社債が発行される場合、これらの本社債に係る利息及びその他の一定の金額の支払に関する重要なオーストラリアの税効果についてのさらなる情報が、適用ある最終条件書に明記される予定である。

オーストラリアの I W T の関係で、「利息 (interest)」には利息及びその他の一定の金額と同じ性質を有する金額又はそれらに代わる金額が含まれることが定義されている。

オーストラリア所持人

オーストラリア所持人に対する本社債に係る利息の支払については、オーストラリアの I W T は適用されない。

非オーストラリア所持人

免除が適用される場合を除き、T F A により非オーストラリア所持人に対して支払われる利息の総額に対して10%の税率でオーストラリアの I W T が支払われる。

(a) 第128条Fに基づくオーストラリアの I W T の免除

オーストラリアの I W T の免除は、本社債につき支払われた利息について、オーストラリア租税法第128条Fの要件が満たされている場合に適用される。

T F A は、本社債がオーストラリア租税法第128条Fの要件を満たす方法で発行されることを意図している。

要約すると、かかる免除の要件は以下のとおりである。

- (i) T F A が本社債を発行する時点及び利息が支払われる時点で、T F A がオーストラリアの居住者であり会社（オーストラリア租税法第128条F（9）に定義される。）であること。
- (ii) 本社債が、オーストラリア租税法第128条Fの「公募 (public offer)」基準を満たす方法により発行されていること。

本社債に関連して、公募基準を充足するものとして主に5種類の方法があり、それらは、資本市場における貸し手がT F A が本社債を募集しているという事実を認識できるようにすることを意図している。要約すると、5種類の方法とは以下のとおりである。

- ・ 関係を有しない10名以上の、金融市場における業務を行う過程で、資金提供事業、投資事業又は証券取引事業を行う者に対して募集を行うこと。
- ・ 100名以上の特定の種類の投資家に対して募集を行うこと。
- ・ 上場された本社債の募集を行うこと。
- ・ 公衆がアクセス可能な情報源を通じて募集を行うこと。
- ・ 30日以内に上記のいずれかの方法により本社債の売付けの申込みをするディーラー、マネージャー又は引受人に対して募集を行うこと。

- (iii) 発行の時点で、オーストラリア租税法第128条F（5）により許される場合を除き（以下を参照のこと。）、本社債（又は本社債の持分）が、直接又は間接にT F A の「関係者 (associate)」によって取得され、又はその後取得される予定であることをT F A が認識しておらず、又はかかる疑いを持つべき合理的な根拠がなく、かつ

- (iv) 利息の支払の時点で、オーストラリア租税法第128条F（6）により許される場合を除き（以下を参照のこと。）、支払受領者がT F A の「関係者」であることをT F A が認識しておらず、又はかかる疑いを持つべき合理的な根拠がないこと。

オーストラリア租税法第128条FにおいてT F A の「関係者」には、以下の者が含まれる。

- ・ T F A の議決権を有する株式の50%超を保有し、又はその他の方法によりT F A を支配する自然人又は法人

- ・ T F Aが議決権を有する株式の50%超を保有し、又はその他の方法によりT F Aが支配する法人
- ・ T F Aが信託に基づき受益権を有する場合（直接、間接を問わない。）の当該信託の受託者
- ・ 上記の一点目の要件によりT F Aの「関係者」となる他の自然人又は法人の「関係者」である自然人又は法人

しかし、オーストラリア租税法第128条F（5）及び（6）の目的上（上記（iii）及び（iv）を参照のこと。）、T F Aの「関係者」には（i）オーストラリア所持人又は（ii）以下の資格で行為する非オーストラリア所持人は含まれない。

（A）第128条F（5）の場合、関連する本社債の発行に関するディーラー、マネージャー若しくは引受人又は決済機関、カストディアン、ファンド・マネージャー若しくは（会社法上の）登録されたスキームの責任者

（B）第128条F（6）の場合、決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンド・マネージャー又は（会社法上の）登録されたスキームの責任者

したがって、上記の認められた資格で行為する者以外のT F Aの関係者である非オーストラリア所持人は、T F Aにより発行された本社債を購入してはならないものとする。

（b）特定の二重課税条約に基づく免除

オーストラリア政府は、多数の国々（以下、それぞれを「特定国」という。）と、新規の又は改定された二重課税条約（以下「本新条約」という。）を締結している。本新条約は、特定国の居住者によって得られた利息に適用される。

要約すると、本新条約は、以下により得られた利息にオーストラリアのI W Tが適用されることを阻止する効力を有する。

- ・ 特定国の政府並びに特定国の政府当局及び政府機関
- ・ T F Aとは関係がなく完全に独立して取引を行っている特定国の「金融機関」の居住者。
「金融機関」とは、主に資金調達及び資金提供事業を行うことにより利益を得ている銀行又はその他の企業をいう。ただし、見返り融資又は経済的にそれと同等の取引に基づき支払われる利息には、かかる免除は適用されない。

（c）無記名式の本社債

オーストラリア租税法第126条は、発行体がオーストラリア税務庁（以下「ATO」という。）に対してディベンチャーの所持人の氏名及び住所を開示しない場合、無記名式のディベンチャー（本社債を含む。）の利息の支払について、一種の源泉徴収税（源泉徴収税の税率については下記を参照のこと）を課す。

ただし、第126条は、オーストラリア国内の恒久的施設において、又はかかる恒久的施設を通じて事業を行っていないオーストラリアの非居住者により保有されている無記名式の本社債の利息の支払に対して、かかる本社債の発行がオーストラリア租税法第128条Fの要件を満たす場合、又はオーストラリアのI W Tが支払われる場合には適用されない。

さらに、ATOは第126条の目的上、無記名式のディベンチャーの所持人はディベンチャーを所有する者であることを確認している。したがって、第126条の適用範囲は、オーストラリアの居住者又

はオーストラリア国内の恒久的施設において、若しくはかかる恒久的施設を通じて事業を行っているオーストラリアの非居住者である無記名式の本社債を所有する者に限定される。無記名式の本社債の持分がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の決済機関を通じて保有されている場合、T F Aは、これらの決済機関（又はその名義人）の運営者を第126条における当該本社債の所持人として取り扱うことを予定している。

源泉徴収税の税率は、現在45%である。

(d) 追加額の支払

明示的に別段の定めがある場合を除き、上記「(a) 本社債に関する租税」に詳述されるように、T F Aがいずれかの時点で、オーストラリア連邦若しくはその準州その他の下部行政主体若しくはその域内の本社債に関する課税権を有する当局によって、又はこれらのために、課され若しくは徴収される現在若しくは将来における税金又はいかなる性質の義務であれ、これに関する金額の源泉徴収又は控除を行うことを法律により要求された場合、T F Aは、特定の例外を除き、本社債の所持人又は利札の所持人がかかる控除又は源泉徴収後に受領する金額の純額を、かかる源泉徴収又は控除が要求されなければ受領することができた本社債の元金及び利息の受取額と等しくするために必要となる追加的な額を支払わなければならない。法律の変更により、T F Aが本社債に関する追加額の支払を要求された場合、T F Aは上記「2 償還及び買入れ (b) 税制変更による繰上償還」に従い本社債の償還を選択することができる。

その他の租税に関する事項

現行のオーストラリア法に基づく租税上の取扱いは以下のとおりである。

- ・ **相続税**：本社債は、死亡時に保有されていた場合には、オーストラリア又は課税権を有するその下部行政組織若しくは当局により課される相続税、遺産税又は承継税の対象とならない。
- ・ **印紙税その他の租税**：オーストラリアにおいて、本社債の発行、譲渡又は償還に関しては、従価印紙税、発行税、登録税又はそれに類似した租税は課されない。
- ・ **非居住者に対する特定の支払からの追加の源泉徴収税**：総督はオーストラリアの非居住者に対する特定の支払（現行のオーストラリアのIWTの規則が既に適用されている、又は特にこれらの規則から除外されている利息その他の金員の支払を除く。）からの源泉徴収税を要求する規則を策定することができる。規則は、特定の支払が合理的に外国の居住者の課税所得に関連する種類のものであると担当大臣が認めた場合に限り策定される。本社債の売却利益に対して将来的に適用される可能性のある規則について、今後監視する必要がある。
- ・ **税務長官による第三債務者指示**：税務長官は、本社債の所持人に対する支払から所持人により支払われるオーストラリアの租税に関する金額を控除するようT F Aに対して指示することができる。T F Aにかかる指示が出された場合、T F Aはかかる指示を遵守し、かかる指示により要求された控除を行う。
- ・ **供給源泉徴収税**：本社債に関する支払には、1953年オーストラリア課税管理法の別紙1の第12-190条に基づいて課される「供給源泉徴収税」は課されない。
- ・ **物品サービス税（以下「GST」という。）**：本社債に関する供給が受領課税金融供給又は（オーストラリアの非居住者である海外の購入者の場合には）GST非課税供給であることを理由として、本社債の発行又は取得によってオーストラリアのGSTの納税義務が発生す

ることはない。また、T F Aによる元利金の支払又は本社債の処分はいずれも、オーストラリアにおけるG S Tに係る責任を発生させない。

(2) 日本国の租税

日本国の居住者又は内国法人が支払を受ける本社債の利息、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合の超過額及び本社債の譲渡による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となる。

9 通知

本社債に関するすべての通知は、ロンドンにおいて刊行されている主要な英文の日刊新聞(フィナンシャル・タイムズが予定されている。)又は(それが不可能である場合は)T F Aが代理人と協議の上決定する(英国において刊行されている)その他の英文の日刊新聞に公告されることにより有効に行われるものとする。そのように公告された通知は公告が掲載された日になされたものとみなされるが、2回以上掲載された場合には、最初の掲載日になされたものとみなされる。利札の所持人は、本項に従って本社債の所持人に対してなされた内容の通知を受けたものとみなされる。

本社債の最終券面が発行されるまでの間は、大券がすべてユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、上記の新聞への掲載をユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該通知の交付(ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグはこれを本社債の所持人に通達する。)に代えることができる。ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対して交付された通知は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対して当該通知がなされた日の3日後に本社債の所持人に対してなされたものとみなされる。

本社債の所持人により行われる通知は、書面により、これに本社債券を添えて代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が大券により表章されている間は、本社債の所持人は、かかる通知を、代理人と(場合により)ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグがこのために承認した方法により、(場合により)ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグを通して代理人に対し行うことができる。

10 消滅時効

本社債及び利札は、それらに係る関連日(上記「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税－税制上の理由による追加額の支払」に定義する。)から5年以内に元金及び／又は利息に関する請求がなされない場合には無効となる。

T F Aが本社債の元金支払のために代理人に支払ったにもかかわらず、5年間請求されなかった金員は直ちにT F Aに返還される。本社債及び利札が無効となったときに、それらに関するT F A及び代理人のすべての債務は消滅する。

11 準拠法、裁判管轄及び適用除外

代理契約、本社債及び利札並びに代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務は、英国法に準拠し、かつ、これに従って解釈される。

T F Aは、本社債の所持人及び利札の所持人の独占的な利益のために、代理契約、本社債及び利札並びに代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務に関する一切の目的のために英国の裁判所の管轄に服することを取消不能の形で受諾しており、かつ、これに関し、

トヨタ ファイナンシャル サービス(UK) ピーエルシーを、T F Aのための訴状送達代理人として選任する。T F Aは、トヨタ ファイナンシャル サービス(UK) ピーエルシーが、訴状送達代理人として行為することができなくなり、又は英国内での登録を有しなくなった場合には、その他の者を訴状送達代理人として選任することに合意する。上記にかかわらず、法律上許容される範囲で、T F Aはさらに、代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる訴訟、法的措置又は法的手続(代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務に関連する訴訟、法的措置又は法的手続を含む。)が、管轄権を有するその他の裁判所において提起されうることを、取消不能の形で受諾している。

本社債は、本社債の条項を実施するための1999年契約(第三者の権利)法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、同法とは無関係に存在し又は行使可能な第三者の権利又は救済手段に影響を及ぼすものではない。

12 その他

(1) 代わり社債券及び代わり利札

本社債券又は利札が紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合には、適用ある一切の法令に従い、ロンドンにおける代理人の所定の事務所(又は本社債の所持人に通知される合衆国外のその他の場所)において、代わり券を発行することができる。かかる代わり券の発行は、これに関してT F A及び代理人が負担する経費及び費用を代わり券の請求者が支払ったときに、T F A及び代理人が要求する証拠、補償、担保その他を条件として行われる。汚損又は毀損した本社債券又は利札は、代わり社債券又は代わり利札が発行される前に提出されるものとする。

(2) 新設合併又は吸収合併

T F Aは、他の法人と新設合併し、T F Aの資産の全部若しくは実質上全部を一体として他の法人に売却、賃貸若しくは譲渡し、又は他の法人と吸収合併することができる。ただし、いずれの場合も、(i) T F Aが存続法人であるか、又は承継法人がオーストラリア連邦若しくはその地方、領域、州若しくは下部行政主体の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、当該承継法人が、当該承継法人、T F A及び代理人により締結された代理契約の改定契約によって、すべての本社債及び利札の元金及び利息(上記「8 租税上の取扱い(1) オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払」に定める追加額を含む。)の適正かつ適時の支払並びにT F Aが履行すべき本社債上の一切の約束及び条件の適正かつ適時の履行及び遵守を明文をもって引受けるものとし、さらに(ii)かかる取引の効力発生直後に上記「6 債務不履行事由」に定める債務不履行事由、及び通知若しくは時間の経過又はその双方によりかかる債務不履行事由となる事態が発生し継続してはならない。かかる新設合併、吸収合併、売却、賃貸又は譲渡の場合には、承継法人が上記の債務を引受けたときに、承継法人は、当該法人が社債の要項においてT F Aとして指名されているのと同様の効果をもって、T F Aを承継してその地位につき、(賃貸の方法による譲渡の場合を除き)被承継法人は本社債及び代理契約に基づく債務を免れる。

(3) 代理契約

本社債は、発行会社としてのトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービー(以下「T M F」という。)、トヨタ クレジット カナダ インク(以下「T C C I」という。)、トヨタ モーター クレジット コーポレーション(以下「T M C C」という。)及びT F A並びに発行代理人兼主支払代理人兼計算代理人として、そのロンドン支店を通じて職務を行うザ・バンク・オブ・ニューヨ

ーク・メロン（以下「代理人」（承継者たる代理人を含む。）及び「支払代理人」（追加の又は承継者たる支払代理人を含む。）という。）の間の2018年9月14日付の現行の改定代理契約（以下「代理契約」という。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 交替

T F A（本項において前任の交替発行会社（以下に定義する。）を含む。）は、本社債の所持人及び利札の所持人の同意なしに、本社債、関連する利札及び代理契約の主たる債務者としてのT F Aに代わり、トヨタ自動車又はトヨタ自動車の子会社（T F Sを含む。）（以下「交替発行会社」という。）と交替することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (a) T F Aに代わりトヨタ自動車の子会社（T F S、TMF、T C C I又はT M C Cを除く。）が交替する場合のうち、T F Sの子会社と交替する場合は、かかる子会社とT F Sの間で個別クレジット・サポート・アグリーメントの条件に準じたクレジット・サポート・アグリーメントが締結され、かつトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントが同様の条件で適用されていること、また、トヨタ自動車の子会社（T F Sの子会社を除く。）と交替する場合は、かかる子会社とトヨタ自動車の間でトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントの条件に準じたクレジット・サポート・アグリーメントが締結されていること。
- (b) 交替発行会社及びT F Aは、交替が完全な効力を有するために必要な代理契約に定める捺印証書（及びその他の書類（もしあれば））（以下「交替書類」という。）を作成するものとし、当該書類のもとで、（上記の一般性を制限することなく）、（i）交替発行会社は、T F Aに代わり、本社債及び利札並びに代理契約の主たる債務者として、本社債及び利札並びに代理契約にT F Aに代わりその名称が記載されていたかのように、本社債の所持人及び利札の所持人のために、本社債及び利札の要項並びに代理契約の規定に従うことを約束し、（ii）T F Aは、本社債及び利札並びに代理契約について主たる債務者としての義務を免除されること。
- (c) 上記(b)の一般性を害することなく、交替発行会社が、T F Aが服する課税管轄と異なるか又は追加的な課税管轄に一般的に服することとなる場合、交替発行会社は、交替書類において、上記「8 租税上の取扱い（1）オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払」に相当する表現で、T F Aの課税管轄に関する内容について、これを交替発行会社が服することとなる課税管轄又は追加的に服することとなる課税管轄に関する内容に置換え又はこれに追加することを約束又は誓約し、その場合、交替が効力を生じる時に上記「8 租税上の取扱い（1）オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払」はこれに従って修正されたものとみなされること。
- (d) 交替書類には、（i）交替発行会社及びT F Aが、かかる交替に必要な一切の政府及び規制当局による許可及び同意を取得しており、交替発行会社が、交替書類に基づく義務の履行に必要な一切の政府及び規制当局による許可及び同意を取得しており、かかる許可及び同意がすべて完全に有効であること、（ii）本社債及び利札並びに代理契約について交替発行会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条件に従って有効かつ拘束力を有し、本社債の所持人により強制執行可能であること、並びに（iii）交替発行会社が支払能力を有することの保証及び表明が記載されること。
- (e) T F Aがオーストラリアで全国的に認知された調査格付機関より取得し、本社債に適用された格付は、かかる交替により引下げられることはないこと。
- (f) 交替発行会社が英国で設立された会社ではない場合、交替発行会社は、本社債及び利札並びに代理契約により又はこれらに関連して生じる訴訟又は法的手続に関して、交替発行会社に代わり訴状を受領する英国の代理人をその送達受領代理人として任命していること。

(g) T F Aに代わりT C C I又はトヨタ自動車のカナダ子会社（以下「カナダ交替子会社」という。）が交替する場合、当該交替発行会社により源泉徴収税又は他の税金は支払われず、又は控除することを要求されないこと。ただし、(i) T C C I若しくはカナダ交替子会社（適用ある場合）との間で独立当事者間の取引（所得税法（カナダ）に定義される。）を行っていない当該本社債若しくは利札の所持人に関する場合、又は(ii)所得税法（カナダ）における過少資本税制の目的上、T C C I若しくはカナダ交替子会社（適用ある場合）の「指定株主」であるか、若しくは「指定株主」である者との間で独立当事者間の取引を行っていない当該本社債若しくは利札の所持人に関する場合はこの限りではない。

(h) 交替発行会社が選任した定評ある法律顧問により、代理人に対して、(i) (必要に応じて) 交替発行会社及びT F Aが設立された各法域及び英国において、交替が効力を生じた場合、交替書類が、交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、本社債及び利札並びに代理契約が交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、その条件に従って強制執行可能であることを確認する旨の法律意見書、及び(ii) 日本及び交替発行会社が設立された法域において、上記(a)に基づきクレジット・サポート・アグリーメントが締結される場合には、当該クレジット・サポート・アグリーメントがトヨタ自動車、T F S及び交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、その条件に従って強制執行可能であることを確認する旨の法律意見書が提出されていること(かかる法律意見書は、代理人からその写しを入手することが可能なものであり、かつ、いずれの場合も、交替予定日前3日以内の日付のものとする。)。

(i) 交替に関連して、交替発行会社及びT F Aは、それらが特定の領域に所在若しくは居住し、特定の領域と関係を有し又は特定の領域の法域に服していることによる、各本社債の所持人に対するかかる交替の影響については考慮しないこと、また、いかなる者も、かかる交替によるその者への税務効果について、「8 租税上の取扱い (1) オーストラリアの租税一税制上の理由による追加額の支払」に規定されるもの及び／又は上記(c)に従って追加的に若しくは置換えて交替書類において約束されたものを除き、交替発行会社、T F A、代理人又はその他の者に対して、いかなる補償又は支払も要求してはならないこと。

上記(b)に定める交替書類が作成された場合、(i) 交替発行会社は、T F Aに代わり、主たる債務者として本社債及び利札並びに代理契約にその名称が記載される発行会社となり、これにより、本社債及び利札並びに代理契約は、主たる債務者としての交替発行会社による交替が効力を有するよう修正されたものとみなされ、(ii) T F Aは、上記のとおり、本社債及び利札並びに代理契約について主たる債務者としての一切の義務を免除される。交替発行会社がT F Aと交替した時以降、(A) T F Aは、本社債及び利札について、本社債の所持人及び利札の所持人に対して一切の義務を負わず、(B) 交替発行会社は、(上記(c)に従って) 本社債及び利札についてT F Aが有していた権利を有し、(C) 交替発行会社は、本社債及び利札についてT F Aが本社債の所持人及び利札の所持人に対して負っていた義務を引き継ぐこととなる。

本社債が未償還である限り、かつ本社債、利札、代理契約又は交替書類に関して本社債の所持人又は利札の所持人により交替発行会社又はT F Aに対してなされた請求について最終判決、示談又は免責がなされていない限り、交替書類は、代理人に預託され、代理人により保管される。交替発行会社及びT F Aは、交替書類において、各本社債の所持人が、本社債、利札、代理契約又は交替書類を執行するために交替書類の呈示を受ける権利を認めるものとする。

本項に基づく交替が効力を生じた後14日以内に、T F Aは、かかる交替について、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。

(5) 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され、(最終券面の場合は)社債券番号が付され、米ドル建て、各社債券の額面金額は10,000米ドルである。最終券面の様式の無記名式本社債は、利札付で発行される。

以下に記載される条件に従って、本社債及び利札の所有権は交付により移転する。各利札の所持人は、当該利札が社債券に添付されているか否かを問わず、利札の所持人という資格に基づき、本社債に含まれている当該利札に関係する一切の規定の適用を受け、これに拘束される。以下に記載される条件に従って、T F A及び支払代理人は、(満期が到来しているか否かを問わず、また、本社債若しくは利札の所有に係る注記、券面上に記載又は本社債若しくは利札の以前の紛失若しくは盗失の注記を含む、それに反する内容の通知にかかわらず)本社債又は利札の持参人をその完全な権利者としてみなして取扱うことができる。ただし、仮大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

本社債が大券により表章されている限り、当該時点においてユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関の名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者(ユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関に口座を保有している決済機関(ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを含む。))を除く。この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本社債の額面金額に関してユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関が発行した証明書その他の書類は、明白な誤り又は立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。)は、T F A、代理人及びその他の支払代理人によりすべての点(本社債の元利金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、仮大券の条項に従い、仮大券の所持人が、T F A、代理人及びその他の支払代理人により当該本社債の所持人として取扱われるものとし、「本社債の所持人」及びこれに関連する用語はこれに従って解釈される。)において当該額面金額の本社債の所持人として取扱われる。仮大券により表章される本社債は、その時点におけるユーロクリア又は(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルグの規則及び手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本社債は、当初仮大券の形態で発行され、当該仮大券は当初発行日までにユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関に利札を付さずに引渡される。本社債が仮大券によって表章されている間は、交換日(以下に定義する。)より前に支払期日の到来する元金及び利息(もしあれば)の支払は、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対して合衆国財務省規則により定められた非合衆国実質所有が証明された場合に限り、仮大券の呈示と引換えに行われる。本社債の売出し完了後40日目の日(以下「交換日」という。)以後、仮大券の持分は、仮大券の条項に従って合衆国財務省規則により定められた非合衆国実質所有の証明書と引換えに(手数料なしで)利札を付さない恒久大券の持分と交換される。仮大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮大券の恒久大券の持分との交換が不当に留保又は拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた利息又は元金の支払を受ける権利を有しない。恒久大券は、次のいずれかの場合に、その全部(一部は不可)をセキュリティー印刷された利札付の最終券面と(手数料なしで)交換される。

(i) T F Aが要求したとき。

(ii) 交換事由が発生したとき。

「交換事由」とは、(i)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ii)ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの双方又は恒久大券を保有しているその他の合意された決済機関が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、若しくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をT F Aが受け、その結果ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの双方又は恒久大券を保有しているその他の合意された当該決済機関が本社債に関するそれらの職務を適切に遂行する意思を有しなくなったか又はその能力を失い、かつ、代理人及びT F Aが適格な後継者をみつけることができないとき、又は(iii)本社債の発行後の税法の変更により恒久大券により表章されている本社債が最終券面様式であったならば課されなかったであろう不利益な税務効果にT F Aが服することとなり、又は服することが見込まれるときをいう。

T F Aは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「9 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は恒久大券を保有しているその他の合意された決済機関は、代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記（iii）に規定される交換事由が発生した場合には、T F Aも代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての大券、最終券面及び利札に記載される。

「本証券を保有する米国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条及び第1287(a)条に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、米国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、本社債又は利札に関する損失を税務上控除することができず、また、本社債又は利札に係る売却、処分又は元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(6) 代理人及び支払代理人

代理人及びその当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（そのロンドン支店を通じて）

(The Bank of New York Mellon, acting through its London branch)

英国 ロンドン E14 5AL カナリー・ワーフ ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, Canary Wharf, London E14 5AL, United Kingdom)

代理人及びその他の支払代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、T F Aの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人又は利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人又は利札の所持人と代理又は信託の関係を有しない。T F Aは、代理契約に基づきT F Aに課された義務を履行し遵守すること、並びに代理契約に基づき代理人及びその他の支払代理人に課された義務をそれぞれ履行し遵守させるために合理的な努力を尽くすことに合意する。代理契約は、一定の事情の下での代理人及びその他の支払代理人に対する補償及びそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人及びその他の支払代理人がT F Aとの間で営業上の取引を行うことができ、

かかる取引から生じた利益を本社債の所持人又は利札の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。

T F Aは、代理人を常置することを条件に、代理契約の条項に基づき指名した支払代理人の指名を変更若しくは終了させる権利及び／又は追加の若しくはその他の支払代理人を指名する権利及び／又は支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

T F Aは、また、上記「3 支払 (c) 大券」の最終段落に記載された事情が生じた場合に限り、合衆国に所定の事務所を有する支払代理人を直ちに指名する。かかる指名の変更若しくは終了、新たな指名又は所定の事務所の変更は、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ(支払不能の場合には直ちに)効力を生じるものとする。

代理契約には、支払代理人が合併若しくは転換される法人又はその資産の全部若しくは実質上全部を譲渡する法人が、支払代理人の承継者となることを認める条項が含まれている。

(7) 追加発行

T F Aは、本社債又は利札の所持人の同意を得ることなく、すべての点(又は発行日、初回の利払日及び利息額、及び／又は発行価格を除くすべての点)において本社債と同順位の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができ、社債の要項中の「本社債」はこれに従って解釈される。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成 30 年 3 月期） 自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日
平成 30 年 7 月 2 日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
平成 30 年 9 月中間期 自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日
平成 30 年 12 月 21 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成31年1月10日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るT F Aの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

該当事項なし

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本社債に関して保証は付されない。しかし、本社債及び利札の所持人は、トヨタ自動車とTFSとの間の2000年7月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント（その後の追補を含む。）及び2000年8月7日付のTFSとTFAとの間のクレジット・サポート・アグリーメント（両契約とも日本法に準拠する。）（以下、「クレジット・サポート・アグリーメント」と総称する。）による利益を享受することができる。本社債の所持人は、当該所持人が、請求書にクレジット・サポート・アグリーメントに基づき付与された権利を行使することを明示した書面を添えて提出することにより、TFS及び/又はトヨタ自動車（場合により）に対してクレジット・サポート・アグリーメントに基づく自己の債務の履行を直接請求する権利を有する。TFS及び/又はトヨタ自動車がそのような請求を本社債のいずれかの所持人から受領した場合には、TFS及び/又はトヨタ自動車は、当該所持人に対し、TFS及び/又はトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づく自己の債務の履行を怠ったために生じた損失又は損害を（当該所持人がいかなるさらなる行為又は手続をとることも要さず）直ちに補償する。請求を行った本社債の所持人は、その上で、直接TFS及び/又はトヨタ自動車に対して補償債務の強制執行を行うこともできる。クレジット・サポート・アグリーメントに基づくトヨタ自動車の債務は、直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務と同順位とする。

各クレジット・サポート・アグリーメント及び（TFSとTFAとの間のクレジット・サポート・アグリーメントの場合は）その和訳文は、以下に記載のとおりである。

〔トヨタ自動車とT F Sとの間のクレジット・サポート・アグリーメント〕

クレジット・サポート・アグリーメント

本クレジット・サポート・アグリーメント（以下、「本契約」という。）は、2000年7月14日に、

- （１） 日本国愛知県豊田市トヨタ町１番地を本店所在地とする、トヨタ自動車株式会社（以下、「T M C」という。）、および、
- （２） 日本国愛知県名古屋市中区東区泉一丁目23番22号を本店所在地とする、トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、「T F S」という。）

との間で締結された。

ここに、以下のとおり合意する。

1. T M Cは、T F Sの発行済株式のすべてを直接または間接に所有するものとし、T F Sのボンド、ディベンチャー、ノートおよびその他の投資有価証券ならびにコマーシャルペーパー（以下「本証券」といい、3条で使用される場合を除き、T F Sが保証またはクレジット・サポート債務を負っているT F Sの子会社または関連会社によって発行される有価証券を含むものとする。）が残存する限り、かかる株式に直接もしくは間接に質権を設定し、またはいかなる担保の設定その他の処分をしないものとする。ただし、T M Cの法律顧問の見解により有効に争うことができないと見込まれる裁判所の判決または当局の命令に従って、かかる株式の一部または全部の処分が要求される場合はこの限りではない。
2. T M Cは、本証券が残存している限り、T F SおよびT F Sの子会社（もしあれば）をして、日本で一般に認められた会計原則に従って計算されたT F Sの直近の監査済年次連結貸借対照表における連結tangible net worthを、1,000万円以上に維持せしめるものとする。tangible net worthとは、資本金、資本剰余金および利益剰余金の総額から無形資産の額を控除した額をいう。
3. T F Sは、期限が現在到来またはやがて到来する本証券についての支払債務または保証およびクレジット・サポート契約に基づく債務を履行するに足る現金またはその他の流動資産を有さず、かつ、T M C以外の貸主からの信用供与に基づく未使用のコミットメントを有しないと判断した場合はいつでも、遅滞なくT M Cにかかる不足を通知するものとし、T M CはT F Sに対し、当該債務についての期限の到来する前に、その期限の到来したときにT F Sがかかる支払債務を完済することを可能とするに足る資金を提供するものとする。T F Sは、T M Cより提供されたかかる資金を、期限が到来した場合の当該支払債務の支払にのみ使用するものとする。

4. 本契約、ならびに本契約のいかなる内容およびTMCが本契約に従ってなしたいいかなる行為も、TMCによる本証券に対する直接または間接の保証とみなされることはないものとする。
5. 本契約は、TMCおよびTF S間の書面による合意によってのみ変更または修正されるものとするが、本証券の保有者が7条に基づきTMCに対して請求をした場合においては、すべての変更または修正はかかる保有者の同意を得なければならない。かかる変更または修正のいかなるものも、当該変更または修正当時に残存した本証券のいかなる保有者に対しても何らの悪影響も及ぼさないものとする。TMCまたはTF Sは、かかる提案された変更または修正の30日前に、相手方に対し書面による通知をなすものとし、TF SまたはTMCの請求によりTF Sまたは本証券に対する格付をした各調査格付機関（以下、「格付機関」という。）にその写しを送付するものとする。
6. TMCまたはTF Sは、相手方に対する30日の書面による通知（各格付機関に写しを送付するものとする。）により、本契約を解除することができる。ただし、解除の効果は、（i）かかる解除の通知のなされた日以前から存するすべての本証券が弁済され、または（ii）各格付機関がTF Sに対し、当該解除によってもかかる全ての本証券の格付が影響を受けないことを確認するまで、その効力を生じないものとする。
7. 本契約は、本証券の保有者の利益のために締結されるものであり、かかる保有者はTMCによる本契約の条項の遵守に依拠することができるものとする。TMCおよびTF Sは、ここに、本証券の保有者は、TMCに対し、直接本契約に基づく義務の履行を請求する権利を有する旨合意する。かかる請求は、当該保有者が、本契約に基づく権利を行使することを明示した書面によりなされるものとする。TMCが、本証券の保有者のいずれかからかかる請求を受領した場合は、TMCは、いかなる行為または様式も踏襲することなしに、当該保有者がTMCの本契約に基づく義務の不履行によりまたはその結果として被った全ての損失または損害について、当該保有者に対し補償するものとする。かかる請求をした本証券の保有者は、直接TMCに対しかかる損害補償請求権の執行をすることができるものとする。その保有者の利益のためにtrusteeが選任されている本証券については、trusteeは、本証券の保有者の利益のために、直接TMCに対し上記請求をすることができ、場合により、かかる保有者のためにTMCに対し損害補償請求権を執行することができるものとする。ただし、trusteeがTMCに対し直接権利行使すべき場合において、かかる本証券の保有者の権利を保護するための合理的期間内にtrusteeが権利行使を行わず、かかる不行使が継続するときは、かかる本証券の保有者は本条に基づき認められる行為をなすことができる。
8. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。TMCおよびTF Sは、ここに、本契約より生ずるいかなる訴えまたは手続きに関しても、東京地方裁判所の管轄に取消不能の形式により服する。

上記の証として、本契約の当事者は、頭書記載の年月日に、適正に授権された役員に本契約に署名および交付せしめた。

トヨタ自動車株式会社

代表取締役

張 富士夫 Ⓔ

トヨタファイナンシャルサービス株式会社

代表取締役

尾崎 英外 Ⓔ

[TFSとTFAとの間のクレジット・サポート・アグリーメント]

(訳 文)

クレジット・サポート・アグリーメント

本クレジット・サポート・アグリーメント（以下、「本契約」という。）は、2000年8月7日に、

- (1) 日本国愛知県名古屋市中区泉一丁目23番22号を本店所在地とする、トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、「TFS」という。）と
- (2) オーストラリア2061ニュー・サウス・ウェールズ州ミルソنز・ポイント ラベンダー・ストリート55 レベル19を本店所在地とする、ニュー・サウス・ウェールズ州に設立された会社である、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド（ACN002 435 181）（ABN48 002 435 181）（以下、「TFA」という。）

との間で締結された。

ここに、以下のとおり合意する。

1. TFSは、TFAの発行済株式のすべてを直接又は間接に所有するものとし、TFAのボンド、ディベントリー、ノート及びその他の投資有価証券並びにコマーシャルペーパー（以下「本証券」という。）が残存する限り、かかる株式に直接若しくは間接に質権を設定せず、また、いかなる担保の設定その他の処分もしないものとする。ただし、TFSの法律顧問の見解により有効に争うことができないと見込まれる裁判所の判決又は当局の命令に従って、かかる株式の一部又は全部の処分が要求される場合はこの限りではない。
2. TFSは、本証券が残存している限り、TFA及びTFAの子会社（もしあれば）をして、オーストラリアで一般に認められた会計原則に従って計算されたTFAの直近の監査済年次連結貸借対照表における連結tangible net worthを、150,000豪ドル以上に維持せしめるものとする。tangible net worthとは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の総額から無形資産の額を控除した額をいう。
3. TFAは、期限が現在到来し又はやがて到来する本証券についての支払債務を履行するに足りる現金又はその他の流動資産を有さず、かつ、TFS以外の貸主からの信用供与に基づく未使用のコミットメントを有しないと判断した場合はいつでも、遅滞なくTFSにかかる不足を通知するものとし、TFSはTFAに対し、当該債務についての期限の到来する前に、その期限の到来したときにTFAがかかる支払債務を完済することを可能とするに足りる資金を提供するものとする。TFAは、TFSより提供されたかかる資金を、期限が到来した場合の当該支払債務の支払にのみ使用するものとする。

4. 本契約、並びに本契約のいかなる内容及びT F Sが本契約に従ってなしたいかなる行為も、T F Sによる本証券に対する直接又は間接の保証とみなされることはないものとする。
5. 本契約は、T F S及びT F Aの間の書面による合意によってのみ変更又は修正されるものとするが、本証券の保有者が7条に基づきT F Sに対して請求をした場合においては、すべての変更又は修正はかかる保有者の同意を得なければならない。かかる変更又は修正のいかなるものも、当該変更又は修正当時に残存した本証券のいかなる保有者に対しても何らの悪影響も及ぼさないものとする。T F S又はT F Aは、かかる提案された変更又は修正の30日前に、相手方に対し書面による通知をなすものとし、T F A又はT F Sの請求によりT F A又は本証券に対する格付をした各調査格付機関（以下、「格付機関」という。）にその写しを送付するものとする。
6. T F S又はT F Aは、相手方に対する30日の書面による通知（各格付機関に写しを送付するものとする。）により、本契約を解除することができる。ただし、解除の効果は、(i)かかる解除の通知のなされた日以前から存するすべての本証券が弁済され、又は(ii)各格付機関がT F Aに対し、当該解除によってもかかる全ての本証券の格付が影響を受けないことを確認するまで、その効力を生じないものとする。
7. 本契約は、本証券の保有者の利益のために締結されるものであり、かかる保有者はT F Sによる本契約の条項の遵守に依拠することができるものとする。T F S及びT F Aは、ここに、本証券の保有者は、T F Sに対し、直接本契約に基づく義務の履行を請求する権利を有する旨合意する。かかる請求は、当該保有者が、本契約に基づく権利を行使することを明示した書面によりなされるものとする。T F Sが、本証券の保有者のいずれかからかかる請求を受領した場合は、T F Sは、いかなる行為又は様式も踏襲することなしに、当該保有者がT F Sの本契約に基づく義務の不履行により又はその結果として被った全ての損失又は損害について、当該保有者に対し補償するものとする。かかる請求をした本証券の保有者は、直接T F Sに対しかかる損害補償請求権の執行をすることができるものとする。その保有者の利益のためにtrusteeが選任されている本証券については、trusteeは、本証券の保有者の利益のために、直接T F Sに対し上記請求をすることができ、場合により、かかる保有者のためにT F Sに対し損害補償請求権を執行することができるものとする。ただし、trusteeがT F Sに対し直接権利行使すべき場合において、かかる本証券の保有者の権利を保護するための合理的期間内にtrusteeが権利行使を行わず、かかる不行使が継続するときは、かかる本証券の保有者は本条に基づき認められる行為をなすことができる。
8. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。T F S及びT F Aは、ここに、本契約より生ずるいかなる訴え又は手続きに関しても、東京地方裁判所の管轄に取消不能の形式により服する。

上記の証として、本契約の当事者は、頭書記載の年月日に、適正に授権された役員に本契約に署名及び交付せしめた。

トヨタファイナンシャルサービス株式会社

(署 名)

尾崎 英外

代表取締役

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド

(署 名)

ロス・ページ・スプリンガー

業務執行取締役

(署 名)

矢島 一郎

次席業務執行取締役

(原 文)

CREDIT SUPPORT AGREEMENT

This Credit Support Agreement (the "Agreement") is made as of August 7, 2000 by and between

- (1) **TOYOTA FINANCIAL SERVICES CORPORATION**, a Japanese corporation having its principal office at 23-22, Izumi 1-chome, Higashi-ku, Nagoya City, Aichi Prefecture, Japan ("TFS"); and
- (2) **TOYOTA FINANCE AUSTRALIA LIMITED (ACN 002 435 181) (ABN 48 002 435 181)**, a company incorporated in New South Wales having its principal office at Level 19, 55 Lavender Street, Milsons Point, New South Wales 2061, Australia ("TFA").

WHEREBY it is agreed as follows:

1. TFS will, directly or indirectly, own all of the outstanding shares of the capital stock of TFA and will not directly or indirectly pledge or in any way encumber or otherwise dispose of any such shares of stock so long as TFA has any outstanding bonds, debentures, notes and other investment securities and commercial paper (hereafter "Securities"), unless required to dispose of any or all such shares of stock pursuant to a court decree or order of any governmental authority which, in the opinion of counsel to TFS, may not be successfully challenged.
2. TFS will cause TFA and TFA's subsidiaries, if any, to have a consolidated tangible net worth, as determined in accordance with generally accepted accounting principles in Australia and as shown on TFA's most recent audited annual consolidated balance sheet, of at least A\$150,000 so long as Securities are outstanding. Tangible net worth means the aggregate amount of issued capital, capital surplus and retained earnings less any intangible assets.
3. If TFA at any time determines that it will run short of cash or other liquid assets to meet its payment obligations on any Securities then or subsequently to mature and that it shall have no unused commitments available under its credit facilities with lenders other than TFS, then TFA will promptly notify TFS of the shortfall and TFS will make available to TFA, before the due date of such Securities, funds sufficient to enable it to pay such payment obligations in full as they fall due. TFA will use such funds made available to it by TFS solely for the payment of such payment obligations when they fall due.

4. This Agreement is not, and nothing herein contained and nothing done by TFS pursuant hereto shall be deemed to constitute a guarantee, direct or indirect, by TFS of any Securities.
5. This Agreement may be modified or amended only by the written agreement of TFS and TFA unless any holder of Securities has made a claim against TFS pursuant to clause 7, in which case any modification or amendment shall be subject to the consent of such a holder. No such modification or amendment shall have any adverse effect upon any holder of any Securities outstanding at the time of such modification or amendment. Either TFS or TFA will provide written notice to the other, with a copy to each statistical rating agency that, upon the request of TFA or TFS, has issued a rating in respect of TFA or any Securities (hereafter a "Rating Agency"), 30 days prior to such proposed modification or amendment.
6. Either TFS or TFA may terminate this Agreement upon 30 days written notice to the other, with a copy to each Rating Agency, subject to the limitation that termination will not take effect until or unless (i) all Securities issued on or prior to the date of such termination notice have been repaid or (ii) each Rating Agency has confirmed to TFA that the debt ratings of all such Securities will be unaffected by such termination.
7. This Agreement is executed for the benefit of the holders of Securities and such holders may rely on TFS's observance of the provisions of this Agreement. TFS and TFA hereby agree that the holders of Securities shall have the right to claim directly against TFS to perform any of its obligations under this Agreement. Such claim shall be made in writing with a declaration to the effect that such a holder will have recourse to the rights given under this Agreement. If TFS receives such a claim from any holder of Securities, TFS shall indemnify, without any further action or formality, such a holder against any loss or damage arising out of or as a result of the failure to perform any of its obligations under this Agreement. The holder of Securities who made the claim may enforce such indemnity directly against TFS. In relation to any Securities in respect of which a trustee has been appointed to act for the holders of such Securities, such trustee may make the above mentioned claim in favor of the holders of Securities directly against TFS and, where appropriate, it may enforce the indemnity against TFS in favor of such holders. Provided that, if the trustee, having become bound to proceed directly against TFS, fails to do so within a reasonable period thereafter to protect the interests of the holders of such Securities, and such failure shall be continuing, the holders of such Securities may take actions available under this clause.

8. This Agreement shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of Japan. TFS and TFA hereby irrevocably submit to the jurisdiction of the Tokyo District Court over any action or proceeding arising out of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Agreement to be executed and delivered by their respective officers thereunto duly authorised as of the day and year first above written.

TOYOTA FINANCIAL SERVICES
CORPORATION

By: _____
Hideto Ozaki
Representative Director

TOYOTA FINANCE AUSTRALIA LIMITED

By: _____
Ross Page Springer
Managing Director

By: _____
Ichiro Yajima
Deputy Managing Director

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（平成30年3月期） 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
平成30年6月25日、関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期報告書

平成31年3月期第2四半期 自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
平成30年11月13日、関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし

ニ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
トヨタ自動車株式会社 本社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

(3) 事業の概況及び主要な経営指標等の推移

イ. 事業の概況

トヨタ自動車およびその関係会社（子会社606社（変動持分事業体を含む）および関連会社199社（2018年3月31日現在）により構成）においては、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っている。

なお、次の3つに区分された事業はトヨタ自動車が平成30年6月25日に提出した有価証券報告書「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記26」に掲げる事業別セグメント情報の区分と同様である。

自動車 当事業においては、セダン、ミニバン、2BOX、スポーツユーティリティビークル、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造および販売を行っている。自動車は、トヨタ自動車、日野自動車㈱およびダイハツ工業㈱が主に製造しているが、一部については、トヨタ車体㈱等に生産委託しており、海外においては、トヨタ モーター マニュファクチャリング ケンタッキー㈱等が製造している。自動車部品は、トヨタ自動車および㈱デンソー等が製造している。これらの製品は、国内では、東京トヨペット㈱等の全国の販売店を通じて顧客に販売するとともに、一部大口顧客に対してはトヨタ自動車が直接販売を行っている。一方、海外においては、米国トヨタ自動車販売㈱等の販売会社を通じて販売している。

自動車事業における主な製品は次のとおりである。

主な製品の種類
L S、R X、クラウン、カローラ、R A V 4、カムリ、ハイラックス、ヴィッツ、C－HR、ハイランダー、ランドクルーザー、タコマ、フォーチュナー、プリウス、ハイエース、アクア、シエンタ、ヴォクシー、ルーミー、タンク、プロフィア、タント ほか

金融 当事業においては、主としてトヨタ自動車およびその関係会社が製造する自動車および他の製品の販売を補完するための金融ならびに車両および機器のリース事業を行っている。国内では、トヨタファイナンス㈱等が、海外では、トヨタ モーター クレジット㈱等が、これらの販売金融サービスを提供している。

その他 その他の事業では、住宅の設計、製造および販売、情報通信事業等を行っている。住宅は、主にトヨタホーム㈱、ミサワホーム㈱、ならびにその関係会社が製造、販売を行っている。

ロ. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

決算期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高 (百万円)	25,691,911	27,234,521	28,403,118	27,597,193	29,379,510
税金等調整前当期純利益 (百万円)	2,441,080	2,892,828	2,983,381	2,193,825	2,620,429
当社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,823,119	2,173,338	2,312,694	1,831,109	2,493,983
包括利益 (百万円)	2,892,501	3,294,275	1,517,486	1,966,650	2,393,256
純資産 (百万円)	15,218,987	17,647,329	18,088,186	18,668,953	19,922,076
総資産 (百万円)	41,437,473	47,729,830	47,427,597	48,750,186	50,308,249
1株当たり株主資本 (円)	4,564.74	5,334.96	5,513.08	5,887.88	6,438.65
基本1株当たり 当社普通株主に 帰属する当期純利益 (円)	575.30	688.02	741.36	605.47	842.00
希薄化後1株当たり 当社普通株主に 帰属する当期純利益 (円)	574.92	687.66	735.36	599.22	832.78
株主資本比率 (%)	34.9	35.2	35.3	35.9	37.2
株主資本当社普通株主に 帰属する当期純利益率 (%)	13.7	13.9	13.8	10.6	13.7
株価収益率 (倍)	10.1	12.2	8.0	10.0	8.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,646,035	3,685,753	4,460,857	3,414,237	4,210,009
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 4,336,248	△ 3,813,490	△ 3,182,544	△ 2,969,939	△ 3,660,092
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	919,480	306,045	△ 423,571	△ 375,165	△ 449,135
現金及び現金同等物 期末残高 (百万円)	2,041,170	2,284,557	2,939,428	2,995,075	3,052,269
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	338,875 [85,778]	344,109 [85,848]	348,877 [86,843]	364,445 [86,005]	369,124 [84,731]

(注) 1 トヨタ自動車の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成している。

2 売上高は消費税等を含まない。

(2) トヨタ自動車の経営指標等

回次	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高 (百万円)	11,042,163	11,209,414	11,585,822	11,476,343	12,201,443
経常利益 (百万円)	1,838,450	2,125,104	2,284,091	1,801,736	2,238,140
当期純利益 (百万円)	1,416,810	1,690,679	1,810,370	1,529,911	1,859,312
資本金 (百万円)	397,049	397,049	635,401	635,401	635,401
発行済株式総数					
普通株式 (千株)	3,447,997	3,417,997	3,337,997	3,262,997	3,262,997
A A型種類株式 (千株)	—	—	47,100	47,100	47,100
純資産額 (百万円)	8,920,439	10,184,271	10,859,443	11,365,784	12,040,947
総資産額 (百万円)	13,609,725	15,128,623	16,100,209	16,592,167	17,522,303
1株当たり純資産額 (円)	2,812.17	3,235.44	3,417.07	3,659.40	3,972.72
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	165	200	210	210	220
(うち1株当たり 中間配当額)	(65)	(75)	(100)	(100)	(100)
第1回A A型種類株式 (円)	—	—	52	105	158
(うち1株当たり 中間配当額)	(—)	(—)	(26.0)	(52.5)	(79.0)
1株当たり当期純利益 (円)	447.09	535.22	581.08	506.96	628.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	446.81	534.95	575.64	500.65	620.85
自己資本比率 (%)	65.5	67.3	67.4	68.5	68.7
自己資本利益率 (%)	17.3	17.8	17.2	13.8	15.9
株価収益率 (倍)	13.0	15.7	10.2	11.9	10.9
配当性向 (%)	36.9	37.4	36.1	41.4	35.0
従業員数 (人)	68,240	70,037	72,721	73,875	74,890
[外、平均臨時雇用人員]	[9,571]	[9,947]	[10,371]	[10,700]	[10,905]

(注) 売上高は消費税等を含まない。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

T F S は、継続開示会社に該当しない会社である。

会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所

会社名	トヨタファイナンスサービス株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 福留 朗裕
本店の所在の場所	愛知県名古屋市中区牛島町6番1号

第 1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 最近 5 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期	2014年 3 月期	2015年 3 月期	2016年 3 月期	2017年 3 月期	2018年 3 月期
売上高 (百万円)	1,403,819	1,645,393	1,880,183	1,812,554	1,978,884
経常利益 (百万円)	297,528	367,586	330,190	215,447	280,769
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	193,690	235,090	232,719	148,687	509,930
包括利益 (百万円)	291,338	383,235	82,594	117,191	439,270
純資産額 (百万円)	1,707,831	2,091,538	2,173,667	2,291,850	2,733,310
総資産額 (百万円)	18,595,330	22,079,002	21,379,657	22,188,626	22,669,700
1 株当たり純資産額 (円)	1,077,281.39	1,319,596.49	1,372,219.52	1,444,732.41	1,721,667.31
1 株当たり当期純利益 金額 (円)	123,330.69	149,691.36	148,181.83	94,674.94	324,692.91
潜在株式調整後 1 株当 り当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.1	9.4	10.1	10.2	11.9
自己資本利益率 (%)	12.5	12.5	11.0	6.7	20.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	9,130 (1,255)	9,463 (1,380)	9,670 (1,536)	10,172 (1,548)	10,364 (1,450)

- (注) 1 売上高は消費税等を含まない。
2 潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を記載していない。
3 非上場である為、株価収益率を記載していない。
4 連結キャッシュ・フロー計算書については記載を省略している為、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載していない。

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の最近 5 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期	2014年 3 月期	2015年 3 月期	2016年 3 月期	2017年 3 月期	2018年 3 月期
売上高 (百万円)	123,457	114,146	41,846	39,854	58,411
経常利益 (百万円)	116,150	107,950	30,975	28,947	47,297
当期純利益 (百万円)	110,478	101,148	27,192	26,160	42,983
資本金 (百万円)	78,525	78,525	78,525	78,525	78,525
発行済株式総数 (株)	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500
純資産額 (百万円)	430,039	532,181	556,311	581,408	624,560
総資産額 (百万円)	438,829	542,196	562,541	589,136	633,111
1 株当たり純資産額 (円)	273,823.53	338,861.06	354,225.54	370,206.23	397,682.51
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり 中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1 株当たり当期純利益 金額 (円)	70,345.90	64,405.56	17,314.84	16,657.31	27,369.48
潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	97.9	98.2	98.9	98.7	98.6
自己資本利益率 (%)	29.5	21.0	5.0	4.6	7.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	89 (13)	87 (14)	86 (17)	79 (18)	73 (16)

(注) 1 売上高は消費税等を含まない。

2 潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を記載していない。

3 非上場である為、株価収益率を記載していない。

2 沿革

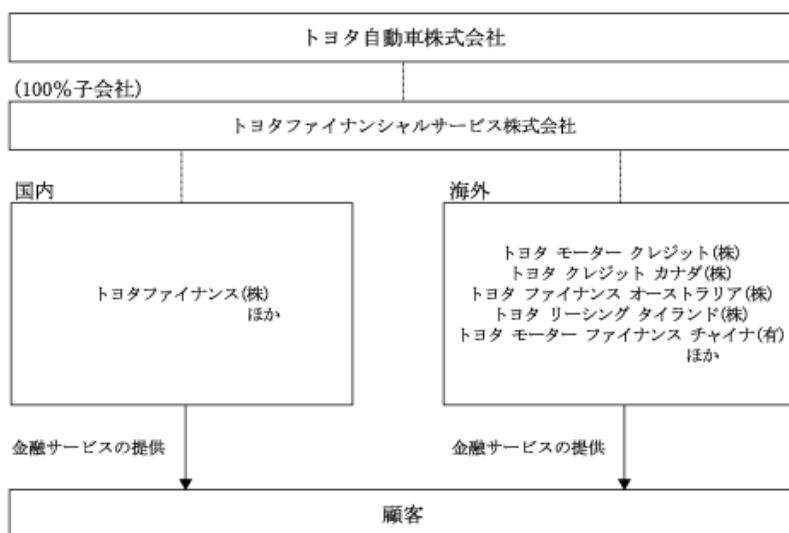
- ・トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）は、トヨタ自動車株式会社（以下、トヨタ）の100%出資で、トヨタの金融事業の競争力強化と意思決定の迅速化を図ることを目的に国内外の金融子会社を傘下に置く統括会社として2000年7月に設立された。

年	概要
1982年	・トヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社〔現 連結子会社〕（オーストラリア）設立 トヨタの販売金融サービスの世界展開開始
1987年	・トヨタ モーター クレジット株式会社〔現 連結子会社〕（米国）設立
1988年	・トヨタ モーター ファイナンス（ネザールズ）株式会社〔現 連結子会社〕（オランダ）設立 ・トヨタ クレジットバンク有限会社〔現 連結子会社〕（ドイツ）設立 ・トヨタファイナンス株式会社〔現 連結子会社〕（日本）設立 ・トヨタ モーター ファイナンス（UK）株式会社〔現トヨタ ファイナンシャル サービス（UK）株式会社：連結子会社〕（英国）設立
1989年	・トヨタ ファイナンス ニュージーランド株式会社〔現 連結子会社〕（ニュージーランド）設立
1990年	・トヨタ クレジット カナダ株式会社〔現 連結子会社〕（カナダ）設立
1993年	・トヨタ リーシング タイランド株式会社〔現 連結子会社〕（タイ）設立
1996年	・トヨタ クレジット プエルト・リコ株式会社〔現 連結子会社〕（プエルト・リコ）設立
1998年	・トヨタ クレジット アルゼンチン株式会社（アルゼンチン）設立
1999年	・バンコ トヨタ ブラジル株式会社〔現 連結子会社〕（ブラジル）設立
2000年	・トヨタ バンク ポーランド株式会社〔現 連結子会社〕（ポーランド）設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ株式会社〔現 持分法適用会社〕（南アフリカ）設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス チェコ有限会社〔現 連結子会社〕（チェコ）設立 ・主にトヨタ自動車株式会社が保有する販売金融子会社株式の現物出資により、トヨタファイナンシャルサービス株式会社設立
2001年	・トヨタ ファイナンス フィンランド株式会社〔現 連結子会社〕（フィンランド）の株式取得 ・トヨタ サービス デ ベネズエラ株式会社〔現 連結子会社〕（ベネズエラ）設立 ・トヨタ サービス デ メキシコ株式会社〔現トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ株式会社：連結子会社〕（メキシコ）設立 ・Seabanc GE キャピタル株式会社〔現トヨタ キャピタル マレーシア株式会社：連結子会社〕（マレーシア）の株式取得
2002年	・トヨタ ファイナンシャル サービス デンマーク株式会社〔現 連結子会社〕（デンマーク）設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス ハンガリー株式会社〔現 連結子会社〕（ハンガリー）設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン株式会社〔現 連結子会社〕（フィリピン）設立 ・和潤企業株式会社〔現 持分法適用会社〕（台湾）の株式取得
2004年	・トヨタ コンパニーア フィナンシェラ デ アルゼンチン株式会社〔現 連結子会社〕（アルゼンチン）設立
2005年	・トヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社〔現 連結子会社〕（中国）設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス スロバキア有限会社〔現 連結子会社〕（スロバキア）設立 ・トヨタ ファイナンシャル サービス コリア株式会社〔現 連結子会社〕（韓国）設立
2006年	・PT KDLC バンクバリ ファイナンス株式会社〔現トヨタ アストラ ファイナンシャル サービス株式会社：持分法適用会社〕（インドネシア）の株式取得
2007年	・トヨタ バンク ロシア株式会社〔現 連結子会社〕（ロシア）設立
2008年	・トヨタ ファイナンシャル サービス ベトナム有限会社〔現 連結子会社〕（ベトナム）設立
2011年	・トヨタ ファイナンシャル サービス インディア株式会社〔現 連結子会社〕（インド）設立
2013年	・トヨタファイナンシャルサービス カザフスタン有限会社〔現 連結子会社〕（カザフスタン）設立
2017年	・トヨタ ファイナンシャル サービス アイルランド株式会社〔現 連結子会社〕（アイルランド）設立

3 事業の内容

- ・T F S グループは、T F S、国内外の連結子会社48社及び持分法適用会社7社で構成され(平成30年3月31日現在)、トヨタの製品に関する販売金融サービスを中心に事業展開している。「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等 セグメント情報」に記載のとおり、T F S グループの提供する金融サービスは、主に、自動車ローン及びリースの提供、販売店への資金の貸付、保険仲介等の販売金融事業である。
- ・日本においては、トヨタファイナンス株式会社が、北米地域においては、トヨタ モーター クレジット株式会社及びトヨタ クレジット カナダ株式会社が、オーストラリアにおいては、トヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社が、その他の地域においては、トヨタ リーシング タイランド株式会社及びトヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社等が展開しており、現在、世界37の国・地域で顧客への販売金融サービスの提供を行っている。
- ・T F S の主な事業内容は、これら金融事業の企画・戦略の立案、関係各社の収益管理・リスク管理、金融事業の効率化推進等である。

(関係会社系統図)



4 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(親会社)					
トヨタ自動車㈱(注) 2	愛知県 豊田市	(百万円) 635,401	自動車の 製造・販売	被所有 100	役員の兼任…有 資金の預入 設備等の賃借等
(連結子会社)					
トヨタファイナンス㈱ (注) 1, 2	愛知県 名古屋市	(百万円) 16,500	トヨタ製品にかか る販売金融	所有 100	役員の兼任…有
トヨタ モーター クレジット㈱(注) 1, 2, 4	Plano, Texas, U. S. A.	(千米ドル) 915,000	トヨタ製品にかか る販売金融	100 (100)	役員の兼任…有
トヨタ モーター インシュランス サービス㈱ (注) 1	Plano, Texas, U. S. A.	(米ドル) 10,000	トヨタ関連の保険 代理店業務	100 (100)	役員の兼任…無
トヨタ クレジット カナダ㈱(注) 1	Markham, Ontario, Canada	(千加ドル) 60,000	トヨタ製品にかか る販売金融	100	役員の兼任…無
トヨタ クレジットバンク㈱	Cologne, Germany	(千ユーロ) 30,000	トヨタ製品にかか る販売金融	100	役員の兼任…無
トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ)㈱ (注) 2	Amsterdam, Netherlands	(千ユーロ) 908	トヨタグループ会 社への資金調達支 援	100	役員の兼任…無
トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)㈱(注) 1	Epsom, Surrey, United Kingdom	(千英ポンド) 114,500	トヨタ製品にかか る販売金融	100	役員の兼任…無
トヨタ ファイナンス オーストラリア㈱(注) 1, 2	St Leonards, New South Wales, Australia	(千豪ドル) 120,000	トヨタ製品にかか る販売金融	100	役員の兼任…無
トヨタ リーシング タイランド㈱(注) 1	Bangkok, Thailand	(百万タイ・ バーツ) 15,100	トヨタ製品にかか る販売金融	86.8 (0.1)	役員の兼任…無
トヨタ モーター ファイナンス チャイナ㈱(注) 1	中国 北京	(千元) 3,100,000	トヨタ製品にかか る販売金融	100	役員の兼任…有
その他 38社					
(持分法適用関連会社)					
トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ㈱	Sandton, Gauteng, South Africa	(南アフリカ・ ランド) 4,695	トヨタ製品にかか る販売金融	33.3 (33.3)	役員の兼任…無
和潤企業㈱	台湾 台北	(千台湾ドル) 3,746,104	トヨタ製品にかか る販売金融	33.4	役員の兼任…無
その他 5社					

- (注) 1 特定子会社に該当する。なお、(連結子会社)その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は、トヨタファイナンシャルサービス インターナショナル㈱、トヨタ バンク ロシア㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス インディア㈱及びトヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン㈱である。
- 2 有価証券報告書を提出している。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。
- 4 トヨタ モーター クレジット㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略している。

5 従業員の状況

(1) 連結会社の状況

2018年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	1,938
北米	3,399
タイ	1,240
その他	3,884
全社(共通)	74
合計	10,535 (1,524)

(注) 1 従業員数については、就業人員(T F S グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からT F S グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当中間連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載している。

2 全社(共通)は、T F S に所属している従業員である。

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

2018年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73 (16)	44.7	7.7	10,610

(注) 1 従業員数については、就業人員(T F S から社外への出向者を除き、社外からT F S への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。

2 平均年間給与額は、基準外賃金及び賞与を含む。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はない。

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

T F S グループは「トヨタのお客様を中心に、健全な金融サービスを提供し、豊かな生活に貢献する」ことを目指し、ディストリビューターや販売店との連携を深め、お客様のニーズ・ライフスタイルや地域特性に対応した金融商品・サービスの提供に努め、トヨタ・レクサス車販売に貢献していきたいと考えており、持続可能な成長に向けた「真の競争力」を強化するため、以下の課題に重点的に取り組んでいく。

- (1) 自動車・販売金融一体となった事業戦略の策定、戦略的連携の強化
- (2) 販金事業を取り巻くリスク管理手法・体制の強化
- (3) 資金調達の多様化と緊急時の流動性確保
- (4) 収益力の向上
- (5) バリューチェーン・モビリティサービスの取り組み強化
- (6) 人材育成の強化

2 事業等のリスク

T F S グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性のあるリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載している。但し、以下はT F S グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在する。かかるリスク要因のいずれも、投資家の判断に影響を及ぼす可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本書提出日現在において判断したものである。

(1) 財政状態及び経営成績の異常な変動

① 損益関連

トヨタ・レクサス車の販売減少に伴い、T F S グループの融資件数や金融債権残高が減少する可能性がある。ディストリビューターと契約する特別プログラムの内容が変化することにより、収益が減少又は費用が増加する可能性がある。

現地の商業銀行など他金融機関との融資レートの競争により、利鞘が縮小するリスクがある。

格付け機関によるトヨタ及びT F S グループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における資金調達環境の変化などにより、調達可能資金量に制約を受け、T F S グループの融資件数や金融債権残高が減少する可能性がある。

リスクヘッジのためデリバティブを使用しているが、デリバティブは各期末において時価評価され、その結果生じる評価損益が損益計算書に計上されるため、損益計算書に計上される売上原価がデリバティブ評価損益の影響を強く受ける可能性がある。

格付け機関によるトヨタ及びT F S グループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における市場金利の上昇などの資金調達環境の変化、資金調達・リスクヘッジのタイミング・規模・市場選択の巧拙などにより、資金調達コストが上昇するリスクがある。

デリバティブ取引においてカウンターパーティが倒産することにより、債権を回収できないリスクがある。

T F S グループが契約しているクレジットサポートアグリーメントあるいは保証・コンフォートレターの履行リスクがある。

リース終了時の車両価格の下落や返却されるリース車両の増加などの要因により、残価関連費用が増加するリスクがある。また、融資先の信用力の悪化により、貸倒関連費用が増加するリスクがある。

② オペレーショナル・リスク

窃盗・詐欺・情報漏洩・事務ミス・適切な内部管理や事務プロセスの不備など、故意または過失による人為的事故により、損失が発生するリスクがある。

③ 為替リスク

T F S グループは、国内外30以上の国・地域で販売金融事業を展開している。各国・地域における売上、費用、資産など現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のために円換算されている。換算時の為替レートの変動により、現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性がある。

④ 外部リスク

T F S グループが展開している国・地域における政治・経済・規制等の変化が各国・地域の経済政策や金融・財政政策に及ぼす影響により、T F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

T F S グループが展開している国・地域における戦争・テロ・騒乱、震災・火災・風水害などの災害やパンデミック（感染爆発）といった政治・社会の混乱により、当該国・地域の経済の低迷や、T F S グループの資産・担保・顧客・従業員などへの被害、トヨタ・レクサス車の生産・販売活動への障害などの事象が発生した場合、T F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

⑤ 流動性リスク

大規模な金融システム不安や混乱等により、金融市場における流動性が著しく低下した場合、あるいは、トヨタ及びT F S グループの業績や財務状況の悪化、格付けの低下や風説・風評の流布等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは、資金繰り運営に支障が生じる可能性がある。その結果、T F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

⑥ システムに関するリスク

自然災害、障害、不正使用、サイバー攻撃などの影響により、T F S グループ会社が利用するシステムに、誤作動や停止、情報の消失や漏洩等の事象が発生した場合、業務の中断・混乱、損害賠償金の支払い、T F S グループの社会的信用の失墜等によりT F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

⑦ コンプライアンスに関するリスク

T F S グループ会社が法令などに抵触する事態が生じた場合、行政処分や刑事処分（登録や免許の取り消し、課徴金や罰金の命令等）、損害賠償金の支払い、T F S グループの社会的信用の失墜等によりT F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

⑧ 個人情報管理に関するリスク

T F S グループは個人情報を取り扱っており、これらの情報について紛失・漏洩等が発生した場合、行政処分、刑事処分、損害賠償金の支払い、T F S グループの社会的信用の失墜等によりT F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

⑨ 販売金融以外のビジネス

T F S グループは、法令その他の条件の許す範囲内で、販売金融以外の分野においても事業を行っている。T F S グループは、販売金融以外の事業範囲に関するリスクについては、相対的に限られた経験しか有していないことがあるため、その運営にあたっては、適切なリスク管理システムを構築し、リスクをモニターすると共に、リスクに見合った自己資本を維持していかなければ、T F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

(2) 特定の取引先・製品・技術等への依存

T F S グループの事業はトヨタ・レクサス車の販売に大きく依存している。このため、規制による場合または自主的な場合に関らず、リコール等の改善措置の実施などによりトヨタ・レクサス車の販売や価格に悪影響が生じた場合、T F S グループの売上や資産が減少または費用が増加する可能性がある。

また、大規模な販売店など特定の法人に対しクレジットエクスポージャーを保有し、その法人の信用力が大幅に低下するかあるいは倒産した場合に、貸倒関連費用が増加する可能性がある。

(3) 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

銀行免許を保有しているT F S グループ子会社等に対する自己資本比率などの規制に関する基準や算定方法の変更が行われるリスクがある。

T F S グループが展開している国・地域における税制の変更や、負債や資本に関する規制などの変更により、T F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

(4) 重要な訴訟事件等の発生

T F S グループ会社が当事者となる訴訟事件や法的手続き等で不利な判断がなされた場合、または、それらの訴訟事件や法的手続き等に伴う T F S グループの社会的信用の失墜などが生じた場合、T F S グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

3 経営者による財政状態及び経営成績の状況の分析

当連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(1) 重要な会計方針及び見積り

T F S グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成している。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債、収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としている。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や現状を勘案し合理的に判断しているが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

T F S グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載している。

(2) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のわが国経済は、雇用の改善を背景とした個人消費の持ち直しなどから緩やかに拡大した。企業の収益や景況感が改善傾向にあり、設備投資も増加基調を続けた。海外では、米国経済は雇用・所得環境の改善などから家計支出を中心に回復が続き、また、欧州経済も緩やかに回復した。中国経済は、各種政策効果により総じて安定した成長を続けた。その他の新興国・資源国経済も、主要国経済の回復を背景とした輸出増加や資源価格の底入れなどから、全体としては緩やかに回復した。

金融市場では、日本の長期金利は概ね横ばい圏で推移、米・欧の長期金利は上昇した。地政学リスクへの警戒などを背景に主要国金利は低下する局面もあったが、米国の税制改革やE C Bの金融緩和縮小が金利上昇圧力となった。株式市場では日・米の株価は上昇、欧州の株価は下落した。堅調な企業業績が支えとなった一方で米国の通商政策への不透明感が上値を抑えた。為替市場では、日本円は米ドルに対して円高、ユーロに対して円安となった。

このような環境下、T F S グループでは、トヨタ・レクサス車の販売支援を通じてトヨタグループ全体の企業価値向上に貢献するためには、「年輪的成長」の実現、「未来への挑戦」が不可欠と考えている。「年輪的成長」に向けた真の競争力強化としては、魅力的な商品・サービスの提供の他、財務の健全性向上など事業基盤の整備に取り組んできた。「未来への挑戦」としては、将来を見据えた成長戦略に取り組み、時代を先取りした金融面からのサービス・事業を通じ、トヨタが進める未来のモビリティ社会作りに貢献することを目指している。また、T F S グループは、トヨタ自動車との一体経営・グループガバナンスを実現する日本本社に加え、グループの知見、先端の金融サービスが集積する米国に本社機能を設置し、お客様本位の金融サービスをグループ全体で提供できる体制を構築している。

トヨタ・レクサス車の販売支援として、残価設定型ローンなど、お客様のニーズに沿った商品・サービスの拡充に努めるとともに、金融商品の活用を通じたお客様との関係深化にも取り組んだ。また、バリューチェーンの深化として、ディストリビューターや販売店と連携し、中古車・保険など車周りのビジネスも推進した。

これらの活動の結果、欧州やアジアなど多くの国で業容が拡大した。また、新車融資シェアは約35%、新車融資件数は約282万件と、トヨタ・レクサス車の販売に貢献した。

今後も、トヨタ自動車の販売戦略の一翼を持続的に担っていくため、バリューチェーン・モビリティサービスへの取り組み強化を通じた収益力の向上、健全なオペレーション体制及び強固な財務体質の構築に取り組んでいく。

以上の結果、当連結会計年度のT F S グループ連結決算は、売上高は1兆9,788億円と、前連結会計年度に比べて1,663億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は2,496億円と603億円の増益、経常利益は2,807億円と653億円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は5,099億円と3,612億円の増益となった。

T F S 単独決算については、売上高は584億円と、前事業年度に比べて185億円の増収となり、受取配当金の増加などにより、営業利益は447億円と167億円の増益、経常利益は472億円と183億円の増益、当期純利益は429億円と168億円の増益となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

(日本)

売上高は1,642億円と、前連結会計年度に比べて74億円の増収となり、営業利益は288億円と64億円の増益となった。

(北米)

売上高は1兆3,728億円と、前連結会計年度に比べて1,023億円の増収となり、デリバティブ関連損益の影響などにより、営業利益は1,106億円と418億円の増益となった。

(オーストラリア)

売上高は986億円と、前連結会計年度に比べて70億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は163億円と46億円の増益となった。

(その他)

売上高は3,430億円と、前連結会計年度に比べて494億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は969億円と61億円の増益となった。

また、当連結会計年度末におけるT F S グループの財政状態は次のとおりである。

当連結会計年度末の総資産は22兆6,697億円と、前連結会計年度末に比べて4,810億円の増加となった。流動資産は7,578億円増加して17兆5,835億円、固定資産は2,767億円減少して5兆861億円となった。流動資産の増加は営業債権、リース債権及びリース投資資産の増加などによるものであり、固定資産の減少は賃貸資産の減少などによるものである。

当連結会計年度末の負債合計は19兆9,363億円と、前連結会計年度末に比べて396億円の増加となった。流動負債は2,624億円増加して9兆9,010億円、固定負債は2,228億円減少して10兆352億円となった。流動負債の増加は短期借入金の増加などによるものであり、固定負債の減少は繰延税金負債の減少などによるものである。

当連結会計年度末の純資産合計は2兆7,333億円と、前連結会計年度末に比べて4,414億円の増加となった。この増加は利益剰余金の増加などによるものである。

当中間連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っている。

(1) 重要な会計方針及び見積り

T F S グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成している。この中間連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債、収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としている。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や現状を勘案し合理的に判断しているが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

T F S グループの中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 3 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の「5 会計方針に関する事項」に記載している。

(2) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間のわが国経済は、設備投資や雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しなどにより緩やかに拡大した。海外では、米国経済の着実な回復が続いているほか、欧州経済も緩やかに回復した。中国経済は、持ち直しの動きが続いていたものの足踏みがみられる。その他の新興国・資源国経済は、輸出の増加や各国の景気刺激策の効果などから、全体として緩やかに回復しているものの、財政基盤に脆弱性を抱える一部の新興国においては、資本流出リスクを伴う大幅な通貨下落に見舞われた。

金融市場では、長期金利をみると、日本では、日銀の政策修正を契機に一定程度上昇したほか、米国でも、インフレ期待の高まり・堅調な経済指標などを背景に上昇した。一方で、欧州については、南欧の政治情勢を巡る不透明感などから低下する局面もあったが、通期では概ね横ばい圏で推移した。株式市場では、日・米の株価は上昇したが、欧州では概ね横ばいで推移した。為替市場では、日本円は、日米金利差の拡大から米ドルに対して円安方向で推移したものの、ユーロに対してはレンジ圏での動きとなった。

このような環境下、T F S グループでは、トヨタ・レクサス車の販売支援として、リースや残価設定型ローンなど、お客様のニーズに沿った商品・サービスの拡充に努めるとともに、金融商品の活用を通じたお客様との関係深化にも取り組んだ。また、バリューチェーンの深化として、ディストリビューターや販売店と連携し、中古車・保険など車周りのビジネスも推進した。

これらの活動の結果、新車融資シェアは約35%、新車融資件数は約145万件と、トヨタ・レクサス車の販売に貢献した。

以上の結果、当中間連結会計期間のT F S グループの業績は、売上高は1兆406億円と、前中間連結会計期間に比べて736億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は1,333億円と45億円の増益、経常利益は1,476億円と36億円の増益、親会社株主に帰属する中間純利益は1,023億円と61億円の増益となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

なお、当中間連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更し、前中間連結会計期間との比較・分析は変更後の区分により作成した情報に基づいて記載している。

(日本)

売上高は865億円と前中間連結会計期間に比べて65億円の増収となり、信用保証収益の増加などにより、営業利益は119億円と11億円の増益となった。

(北米)

売上高は7,243億円と前中間連結会計期間に比べて489億円の増収となったが、デリバティブ関連損益の影響などにより、営業利益は554億円と80億円の減益となった。

(タイ)

売上高は353億円と前中間連結会計期間に比べて20億円の増収となり、デリバティブ関連損益の影響などにより、営業利益は132億円と35億円の増益となった。

(その他)

売上高は1,944億円と前中間連結会計期間に比べて160億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は551億円と60億円の増益となった。

また、当中間連結会計期間末におけるT F S グループの財政状態は次のとおりである。

当中間連結会計期間末の総資産は24兆2,512億円と、前連結会計年度末に比べて1兆6,142億円の増加となった。流動資産は1兆2,800億円増加して18兆7,903億円、固定資産は3,342億円増加して5兆4,608億円となった。流動資産の増加は営業債権、有価証券の増加などによるものであり、固定資産の増加は貸貸資産の増加などによるものである。

当中間連結会計期間末の負債合計は21兆3,293億円と、前連結会計年度末に比べて1兆4,257億円の増加となった。流動負債は4,559億円増加して10兆3,222億円、固定負債は9,698億円増加して11兆71億円となった。流動負債の増加は1年以内返済予定の長期借入金、短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内償還予定の社債の増加などによるものであり、固定負債の増加は社債の増加などによるものである。

当中間連結会計期間末の純資産合計は2兆9,218億円と、前連結会計年度末に比べて1,885億円の増加となった。この増加は為替換算調整勘定の変動、利益剰余金の増加などによるものである。

② 営業実績

当連結会計年度の営業実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりである。

イ 取扱残高

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本	1,543,219	7.0
北米	12,834,923	△2.7
オーストラリア	1,380,701	5.9
その他	4,655,193	16.8
合計	20,414,037	2.4

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。
2 上記取扱高は営業債権、リース債権及びリース投資資産、賃貸資産の期末残高を記載している。
3 上記の金額には消費税等は含まない。

ロ 売上高実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本	164,289	4.8
北米	1,372,895	8.1
オーストラリア	98,635	7.7
その他	343,063	16.8
合計	1,978,884	9.2

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。
2 上記の金額には消費税等は含まない。

当中間連結会計期間の営業実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりである。

イ 取扱残高

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本	1,579,207	5.8
北米	13,765,516	2.9
タイ	1,159,341	12.4
その他	5,268,540	8.9
合計	21,772,606	5.0

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。
2 上記取扱残高は営業債権、リース債権及びリース投資資産、賃貸資産の中間期末残高を記載している。
3 上記の金額には消費税等は含まない。

ロ 売上高実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本	86,585	8.1
北米	724,345	7.3
タイ	35,330	6.0
その他	194,425	9.0
合計	1,040,686	7.6

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。

2 上記の金額には消費税等は含まない。

4 経営上の重要な契約等

該当事項はない。

5 研究開発活動

該当事項はない。

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

T F S グループでは、顧客とのリース取引に応じるため取得する賃貸資産（車両運搬具、工具器具備品及び機械装置等）が主な対象である。当連結会計年度の賃貸資産の設備投資額は2,148,565百万円であり、主に北米セグメントに係るものである。また、賃貸資産以外の設備投資額は16,084百万円であり、主にソフトウェアに係るものである。

なお、リース終了に伴い通常行われる資産の除却または売却を除き、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はない。

2 主要な設備の状況

T F S グループにおける主たる設備の状況は、次のとおりである。

(1) 賃貸資産の状況

2018年3月31日現在

区分	帳簿価額(百万円)	構成比(%)
オペレーティング・リース資産	4,350,779	100.0
合計	4,350,779	100.0

(注) 1 上記の金額には消費税等を含まない。

2 上記のオペレーティング・リース資産は、主に北米セグメントのリース用の車両である。

(2) 社用設備及び賃貸目的以外の事業用設備の状況

1) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

重要なものはない。

2) 国内子会社の状況

2018年3月31日現在

子会社 (主な所在地)	セグメント の名称	主な設備 の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	ソフト ウェア	その他	合計	
トヨタファイナンス㈱ (愛知県名古屋市)	日本	業務施設	1,001	11,866	425	13,293	1,908 (276)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具備品を含んでいる。

2 上記の子会社には、上表のほか、リース契約に基づく賃借資産があるが、重要性がないため記載を省略している。

3 上記の金額には消費税等を含まない。

4 従業員数の()は臨時雇用者数を外数で記載している。

3) 海外子会社の状況

2018年3月31日現在

子会社 (主な所在地)	セグメント の名称	主な設備 の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	ソフト ウェア	その他	合計	
トヨタ モーター クレジット㈱ (Piano, Texas, U. S. A.)	北米	業務施設	744	19, 879	2, 859	23, 483	3, 201 (702)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具備品を含んでいる。
2 上記の子会社には、上表のほか、オペレーティング・リース取引に係る賃借資産があり、年間賃借料は2,380百万円である。
3 上記の金額には消費税等を含まない。
4 従業員数の()は臨時雇用者数を外数で記載している。

3 設備の新設、除却等の計画

(1) 新設等

T F Sグループにおける次連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の賃貸資産の設備投資計画額は、2,093,589百万円であり、主に北米セグメントに係るものである。

また、賃貸資産以外の設備投資計画額は19,929百万円であり、主にソフトウェアに係るものである。

(2) 除却及び売却

リース終了に伴い通常行われる資産の除却または売却を除き、次連結会計年度において重要な設備の除却、売却等の計画はない。

第４ トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

１ 株式等の状況

(1) 株式の総数等

① 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,680,000
計	4,680,000

② 発行済株式

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,570,500	非上場	(注) 1, 2
計	1,570,500	—	—

(注) 1 単元株制度は採用していない。

2 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りである。

T F S の発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得には、取締役会の承認を要する。

(2) 新株予約権等の状況

① ストックオプション制度の内容

該当事項はない。

② ライツプランの内容

該当事項はない。

③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はない。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当事項はない。

(4) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年7月15日 (注) 1	70,000	1,570,500	3,500	78,525	3,500	78,525

(注) 1 株主割当 1,500,500 : 70,000 70,000株

発行価格 100,000円
資本組入額 50,000円

2 自己株式の取得等の状況

[株式の種類等]

該当事項はない。

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はない。

(2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はない。

(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

該当事項はない。

(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

該当事項はない。

3 配当政策

T F Sは、配当については、財務体質の強化、金融事業の新規展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けされた利益の配分を年1回行うことを基本方針としている。これらの利益の配分の決定機関は、株主総会である。また、T F Sは取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

第18期（2018年3月期）は、財務体質の強化を優先し、無配とした。

4 株価の推移

T F Sの株式は非上場であるため、該当事項はない。

5 役員の状況

男性12名 女性一名 (役員のうち女性の比率―%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長	代表取締役	福 留 朗 裕	1963年1月1日生	1985年4月 株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入社 2015年4月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員 就任 2018年1月 トヨタ自動車株式会社 常務役員 〃 2018年1月 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役社長(現任) 〃 2018年1月 トヨタファイナンス株式会社 取締役(現任) 〃 2018年1月 トヨタファイナンシャルサービス イン ターナショナル株式会社 取締役会長(現任) 〃	(注) 1	なし
取締役	上級副社長	小 寺 信 也	1962年3月1日生	1984年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2013年4月 同社 常務役員 就任 2018年1月 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役上級副社長(現任) 〃 2018年6月 トヨタファイナンス株式会社 取締役(現任) 〃	(注) 1	なし
取締役	—	マーク テンプリン	1961年1月2日生	1990年1月 米国トヨタ自動車販売株式会社 入社 2013年4月 トヨタ自動車株式会社 常務役員 就任 2016年4月 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役(現任) 〃 2016年4月 トヨタ ファイナンシャル サービス アメリカ株式会社 (現 トヨタファイ ナンシャルサービス インターナシ ナル株式会社) 取締役社長(現任) 〃 2016年5月 トヨタ モーター クレジット 株式会社 取締役会長 〃 2018年9月 同社 取締役社長兼 主席業務執行役員(現任) 〃 2018年9月 トヨタ ファイナンス オーストラリア 株式会社 取締役(現任) 〃	(注) 1	なし
取締役	副社長	生 田 卓 史	1954年8月9日生	1978年4月 株式会社東海銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入社 2007年6月 トヨタアセットマネジメント株式会社 (現 三井住友アセットマネジメント株 式会社) 取締役社長 就任 2011年6月 東海東京証券株式会社 取締役専務執行役員 〃 2012年4月 同社 取締役社長 〃 2015年6月 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役副社長(現任) 〃 2015年11月 トヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限公司 取締役会長(現任) 〃 2016年4月 トヨタ モーター リーシング チャイナ有限公司 取締役会長(現任) 〃 2016年4月 トヨタファイナンス株式会社 取締役 〃	(注) 1	なし

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	宇 野 充	1959年1月14日生	1981年4月 2013年4月 2015年6月 2016年6月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタ自動車株式会社 常務役員 就任 トヨタファイナンス株式会社 取締役社長(現任) 〃 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役(現任) 〃	(注) 1	なし
取締役	—	小 林 耕 士	1948年10月23日生	1972年4月 2001年6月 2004年6月 2007年6月 2010年6月 2015年6月 2018年1月 2018年1月 2018年1月 2018年6月 2018年6月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役 就任 株式会社デンソー 常務役員 〃 同社 専務取締役 〃 同社 取締役副社長 〃 同社 取締役副会長 〃 トヨタ自動車株式会社 副社長 〃 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役(現任) 〃 株式会社デンソー 取締役 〃 トヨタ自動車株式会社 取締役(現任) 〃 トヨタファイナンス株式会社 取締役(現任) 〃	(注) 1	なし
取締役	—	ディディエ ルロワ	1957年12月26日生	1982年9月 1998年9月 2007年6月 2012年4月 2015年6月 2017年4月 2018年6月	ルノー株式会社 入社 トヨタ モーター マニュファクチャリ ング フランス株式会社 〃 トヨタ自動車株式会社 常務役員 就任 同社 専務役員 〃 同社 取締役副社長 〃 同社 取締役(現任) 〃 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役(現任) 〃	(注) 1	なし
取締役	—	宮 崎 洋 一	1963年10月19日生	1986年4月 2015年4月 2016年6月 2019年1月	トヨタ自動車株式会社 入社 同社 常務役員 就任 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役(現任) 〃 トヨタ自動車株式会社 執行役員(現任) 〃	(注) 1	なし

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	犬 塚 力	1959年4月15日生	1982年4月 2011年4月 2015年5月 2015年6月 2016年4月 2018年1月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタ自動車株式会社 常務役員 就任 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役社長 “ トヨタファイナンス株式会社 取締役 “ トヨタ ファイナンシャル サービス アメリカ株式会社 (現 トヨタファイ ナンシャルサービス インターナシヨ ナル株式会社) 取締役会長 “ トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役(現任) “	(注) 2	なし
監査役	—	矢 島 一 朗	1957年6月24日生	1980年4月 2012年1月 2014年1月 2018年6月	トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役 就任 トヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社 取締役社長 “ トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役(現任) “	(注) 2	なし
監査役	—	白 柳 正 義	1962年2月28日生	1984年4月 2013年4月 2018年1月 2018年1月 2019年1月	トヨタ自動車株式会社 入社 同社 常務役員 就任 同社 専務役員 “ トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役(現任) “ トヨタ自動車株式会社 執行役員 名称変更	(注) 2	なし
監査役	—	小 倉 克 幸	1963年1月25日生	1985年4月 2018年1月 2018年1月	トヨタ自動車株式会社 入社 同社 監査役室長(現任) 就任 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 監査役(現任) “	(注) 2	なし
計							—

(注) 1 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

2 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

① 会社機関の内容

イ 会社機関の基本説明

T F Sは、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役、という会社法上規定されている株式会社の機関制度を基本としている。

本書提出日現在、取締役会は取締役8名で構成され、T F Sの業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督している。

また、T F Sは2015年6月より監査役会を廃止、監査役制度（監査役4名）を採用している。監査役間での緊密な連携や分担を目的に監査役協議会を設置し、当該会議での意見交換を通じて策定された監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務遂行について厳正な監査を行っている。

なお、T F Sは機能別に専門性豊かな経営人材（執行役員）を配置し、グローバルに機能軸の整備を行うことを目的に執行役員制度を導入している。

販売金融事業においては、T F S及び「地域統括本部」（後述）、リスク管理や経営管理などの「機能本部」のトップで構成する「マネジメント・コミッティ」を設置し、T F S取締役会で決定した基本方針に基づき、事業運営上の重要事項を協議している。

更に、米州、欧州・アフリカ、アジア・パシフィックに地域統括本部を設け、傘下の販売金融会社の経営管理の充実を図っている。また、重要な市場である中国、日本においても、地域統括本部と同等の機能を持たせることで、より機動的な事業運営を実現している。

ロ 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査及び内部監査に、会計監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的にあるいは必要に応じて随時、会合をもち、それぞれの監査計画と結果について情報共有を図りながら、効果的かつ効率的な監査を実施している。

ハ 会計監査の状況

会計監査人はP w Cあらた有限責任監査法人であり、業務を執行した公認会計士は以下の通りである。

男澤 顕 （P w Cあらた有限責任監査法人）

山口 健志 （P w Cあらた有限責任監査法人）

監査継続年数については、7年以内であるため、記載を省略している。

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されている。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、その補助者も加えて構成されている。

② 内部統制システムの状況

T F Sは、金融事業に内在するリスクを未然に防止するため、T F Sグループ各社に対し社内組織・諸規則の整備、役職員の教育、報告・チェック体制の強化等を求めるとともに、効果的・効率的な内部監査を推進するグローバル監査体制を構築している。具体的には監査体制をT F S、地域統括本部、各子会社等の3レベルに区分し、各レベルの内部監査人が各担当領域の内部監査を実施している。各レベルで責任を分担するとともに、状況に応じて各レベル間で協力して監査やトレーニングを実施することにより、監査の充実を図っている。

また、米国企業改革法第404条に基づく内部統制の評価・監査への対応として、主要子会社に対し、財務報告に影響を与える可能性のある業務処理体制・基準・手順については、その整備・文書化・評価等の実施を徹底させている。

③ リスク管理体制の状況

T F S、地域統括本部、子会社等の各レベルで各種リスクを管理している。また、全社レベルでビジネスリスク全般を監視する「エンタープライズ・リスク・コミッティ」に加え、専門分野毎に「ファンクショナル・コミッティ」などを設置して、様々なリスクを管理するとともに、管理手法の高度化やグローバル展開に取り組んでいる。

④ 役員報酬の内容

T F Sの取締役に対する報酬の内容は、年間報酬総額91百万円（うち、社外取締役一百万円）である。また、監査役に対する報酬の内容は、年間報酬総額25百万円（うち、社外監査役一百万円）である。

⑤ 取締役の定数

T F Sの取締役は13名以内とする旨定款に定めている。

⑥ 取締役の選任の決議要件

T F Sの取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。

また、取締役の選任は累積投票によらないものとする旨を定款で定めている。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

イ 株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合の決定機関

T F Sは、会社法第199条第1項の募集において、株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合には、募集事項及び同法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定められる旨を定款で定めている。

ロ 中間配当の決定機関

T F Sは、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当について、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

(2) 監査報酬の内容等

① 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	69	—	71	—
連結子会社	83	29	83	37
計	152	29	154	37

② その他重要な報酬の内容

該当事項はない。

③ 監査公認会計士等のトヨタファイナンシャルサービス株式会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

該当事項はない。

当連結会計年度

該当事項はない。

④ 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘案した上で決定している。

第5 経理の状況

連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) T F Sの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成している。
- (2) T F Sの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成している。
- (3) T F Sは、継続開示会社に該当しないため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）に基づき、連結キャッシュ・フロー計算書の記載を省略している。
- (4) T F Sの中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づき作成している。
- (5) T F Sの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づき作成している。
- (6) T F Sは、継続開示会社に該当しないため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）に基づき、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載を省略している。

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		289,745		389,639
営業債権	※5, ※6	14,271,039	※5, ※6	14,721,212
リース債権及びリース投資資産		1,171,609		1,342,045
有価証券		720,108		570,787
その他		530,361		724,128
貸倒引当金		△157,152		△164,242
流動資産合計		16,825,712		17,583,571
固定資産				
有形固定資産				
賃貸資産(純額)	※5, ※6	4,485,848	※5, ※6	4,350,779
その他		9,701		9,262
有形固定資産合計	※1	4,495,549	※1	4,360,042
無形固定資産		38,910		38,017
投資その他の資産				
投資有価証券	※2	450,768	※2	468,002
その他	※2	377,684	※2	220,065
投資その他の資産合計		828,453		688,068
固定資産合計		5,362,913		5,086,128
資産合計		22,188,626		22,669,700

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	730,858	※5 919,723
1年以内返済予定の長期借入金	※5, ※6 1,857,561	※5, ※6 1,629,396
1年以内償還予定の社債	※5 2,199,567	※5 2,321,393
コマーシャルペーパー	3,762,251	3,891,614
その他	1,088,421	1,138,967
流動負債合計	9,638,660	9,901,095
固定負債		
社債	※5 6,174,529	※5 6,253,109
長期借入金	※5, ※6 3,061,079	※5, ※6 3,046,051
繰延税金負債	971,403	646,097
その他	51,103	90,036
固定負債合計	10,258,115	10,035,293
負債合計	19,896,775	19,936,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,525	78,525
資本剰余金	159,900	159,900
利益剰余金	2,035,293	2,545,223
株主資本合計	2,273,718	2,783,648
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,077	△560
繰延ヘッジ損益	4,065	2,667
為替換算調整勘定	△13,908	△81,877
その他の包括利益累計額合計	△4,766	△79,770
非支配株主持分	22,898	29,432
純資産合計	2,291,850	2,733,310
負債純資産合計	22,188,626	22,669,700

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	1,812,554	1,978,884
売上原価	※ 2 1,228,091	※ 2 1,325,249
売上総利益	584,463	653,635
販売費及び一般管理費	※ 1 395,160	※ 1 403,990
営業利益	189,303	249,645
営業外収益		
為替差益	—	1,042
持分法による投資利益	4,544	3,658
償却債権取立益	21,335	24,939
その他	2,287	2,433
営業外収益合計	28,167	32,073
営業外費用		
固定資産処分損	924	732
為替差損	906	—
その他	193	216
営業外費用合計	2,023	949
経常利益	215,447	280,769
特別利益		
関係会社清算益	—	※ 3 361
特別利益合計	—	361
税金等調整前当期純利益	215,447	281,130
法人税、住民税及び事業税	57,671	66,089
法人税等調整額	4,799	△298,860
法人税等合計	62,471	△232,770
当期純利益	152,976	513,901
非支配株主に帰属する当期純利益	4,289	3,971
親会社株主に帰属する当期純利益	148,687	509,930

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益	152,976	513,901
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△17,292	△5,637
繰延ヘッジ損益	213	△799
為替換算調整勘定	△18,743	△68,653
持分法適用会社に対する持分相当額	38	460
その他の包括利益合計	※1 △35,785	※1 △74,630
包括利益	117,191	439,270
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	113,414	434,805
非支配株主に係る包括利益	3,776	4,465

③ 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	159,900	1,886,139	2,124,564
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			148,687	148,687
持分法適用会社の減少 に伴う増加高			467	467
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	149,154	149,154
当期末残高	78,525	159,900	2,035,293	2,273,718

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	22,369	4,280	3,855	30,506	18,597	2,173,667
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						148,687
持分法適用会社の減少 に伴う増加高						467
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△17,292	△215	△17,764	△35,272	4,300	△30,971
当期変動額合計	△17,292	△215	△17,764	△35,272	4,300	118,182
当期末残高	5,077	4,065	△13,908	△4,766	22,898	2,291,850

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	159,900	2,035,293	2,273,718
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			509,930	509,930
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	509,930	509,930
当期末残高	78,525	159,900	2,545,223	2,783,648

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,077	4,065	△13,908	△4,766	22,898	2,291,850
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						509,930
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△5,637	△1,397	△67,968	△75,003	6,534	△68,469
当期変動額合計	△5,637	△1,397	△67,968	△75,003	6,534	441,460
当期末残高	△560	2,667	△81,877	△79,770	29,432	2,733,310

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 48社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略した。

なお、当連結会計年度より、トヨタ ファイナンシャル サービス アイルランド(株)を新規設立により連結の範囲に 含めることとした。また、トヨタ クレジット アルゼンチン(株)は、清算に伴い連結の範囲から除外することとした。

2 持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の関連会社数 7社

主要な会社名

- ・トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ(株)
- ・和潤企業(株)

(ロ)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日(3月31日)と異なる主な会社は次のとおりである。

決算日	会社名
12月31日	トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有)

連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。

4 在外子会社及び在外関連会社の会計方針に関する事項

在外子会社及び在外関連会社の連結にあたっては、原則として米国会計基準もしくは国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表を採用している。

5 会計方針に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として個別法(海外連結子会社)により算定している)

時価のないもの

…主として総平均法による原価法

② デリバティブ

…時価法

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

主としてリース期間満了時の処分見積額を減価償却額とする定額法によっている。なお、賃貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を追加計上している。

(ハ)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により計上している。

この他に保証業務から生ずる債権の貸し倒れによる損失に備えるため、保証履行に伴う求償債権等未収債権に対する回収不能見込額を過去の貸倒実績率等により見積り、計上している。

(二) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース

国内連結子会社

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

海外連結子会社

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっている。

② オペレーティング・リース

リース料総額をリース期間に按分し毎月均等額を収益に計上している。

③ 融資

主として利息法(元本残高に対して一定の料率で計算した利息の額を収益計上する方法)によっている。

(ホ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上している。

(ヘ) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

国内連結子会社は原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。米国連結子会社については公正価値ヘッジ処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用した主なヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象…借入金、社債

③ ヘッジ方針

主に資金調達に係る金利及び為替リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

・事前テスト

比率分析もしくは回帰分析等の統計的手法

・事後テスト

比率分析もしくは回帰分析等の統計的手法

(ト) 組替再表示

過年度の金額は、当連結会計年度の表示に合わせて組み替えて再表示されている。

(未適用の会計基準等)

(国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」)

当該基準は、金融資産及び金融負債の分類と測定、減損及びヘッジ会計に関し、新たな規定を定めるものである。当該基準は、国際財務報告基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社において2018年1月1日以後開始の事業年度から適用される。2019年3月期の期首より適用予定であり、適用による連結財務諸表への影響は現在評価中である。

(米国会計基準ASU 2016-13「金融商品に係る信用損失の測定」)

当該基準は、金融商品の信用損失の測定に関するものであり、特定の種類の金融商品において、信用損失を見積もるための予想損失に基づくアプローチを導入するものである。当該基準は、米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社において2019年12月15日以後開始の事業年度及びその期中会計期間から適用される。2021年3月期の期首より適用予定であり、適用による連結財務諸表への影響は現在評価中である。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,114,614百万円	1,201,420百万円

※2 関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
投資有価証券(株式)	34,057百万円	38,348百万円
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	19,434	20,086
投資その他の資産その他(出資金)	581	641
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	581	641

3 偶発債務

トヨタ販売店及びレンタリース店等が一般顧客に割賦販売等を行うに当たり、連結子会社がトヨタ販売店及びレンタリース店等に対して保証業務として債務保証を行っている。

また、連結子会社以外のトヨタグループ会社が行った資金調達に対し、債務保証を行っている。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
連結子会社の営業上の債務保証	2,823,854百万円	3,117,270百万円
トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ㈱	40,552	55,355
その他	11,925	11,954
合計	2,876,331	3,184,580

4 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
貸出未実行残高	3,073,455百万円	3,316,588百万円

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメントにおいては、信用状態等に関する審査を貸出実行の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

※5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
営業債権	2,136,916百万円	2,016,371百万円
賃貸資産(純額)	557,383	618,786

担保付債務

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
短期借入金	— 百万円	6,526百万円
1年以内返済予定の長期借入金	1,065,117	1,033,111
長期借入金	984,608	899,192
1年以内償還予定の社債	13,834	16,494
社債	43,201	43,018

※6 ノンリコース債務

借入金に含まれるノンリコース債務

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
長期借入金(1年以内返済予定の 長期借入金を含む)のうち、ノン リコース債務	2,025,768百万円	1,906,199百万円

ノンリコース債務に対応する資産

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
営業債権	1,964,468百万円	1,830,019百万円
賃貸資産(純額)	557,383	618,786

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
従業員給与・手当	78,480百万円	88,143百万円
貸倒引当金繰入額	108,252	99,850

※2 売上原価には、デリバティブ関連損益が含まれている。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
デリバティブ関連損益	(損)13,924百万円	(益)2,860 百万円

※3 関係会社清算益は、アルゼンチンの連結子会社を清算に伴い連結の範囲から除外したことによるものである。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△2,636百万円	△3,380百万円
組替調整額	△24,454	△4,567
税効果調整前	△27,090	△7,947
税効果額	9,797	2,309
その他有価証券評価差額金	△17,292	△5,637
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,864	293
組替調整額	△1,570	△1,493
税効果調整前	293	△1,199
税効果額	△80	400
繰延ヘッジ損益	213	△799
為替換算調整勘定		
当期発生額	△18,743	△68,653
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	38	460
その他の包括利益合計	△35,785	△74,630

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

該当事項はない。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

該当事項はない。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
リース料債権部分	538,402百万円	580,852百万円
見積残存価額部分	376,359	421,497
受取利息相当額	△71,509	△79,856
合計	843,253	922,493

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	120,382百万円	151,267百万円
1年超2年以内	107,063	131,782
2年超3年以内	81,815	108,781
3年超4年以内	37,887	48,564
4年超5年以内	13,042	14,990
5年超	1,485	1,706

リース投資資産

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	199,594百万円	218,521百万円
1年超2年以内	149,610	166,135
2年超3年以内	114,115	115,233
3年超4年以内	51,351	55,494
4年超5年以内	19,514	22,061
5年超	4,216	3,405

2 オペレーティング・リース取引

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	724,938百万円	700,877百万円
1年超	694,583	664,387
合計	1,419,521	1,365,264

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

T F S グループは、主として、トヨタ車、レクサス車を購入する顧客、及び販売店に対する融資プログラム及びリースプログラムの提供などの金融サービス事業を行っている。これらの事業を行うため、市場の状況を勘案し、長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融の他、社債やコマーシャルペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っている。このように、主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有しているため、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っており、またその一環として、デリバティブ取引も利用している。なお、T F S グループが行っているデリバティブ取引はリスクヘッジを目的としたものであり、投機もしくはトレーディング目的での取引は行っていない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

T F S グループが保有する金融資産は、主として、顧客及び販売店に対する営業債権、リース債権及びリース投資資産であり、顧客や販売店の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。また、金融資産は主としてトヨタ車及びレクサス車の販売に関連しており、自動車市場や経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性がある。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券、投資信託であり、主に純投資目的で保有している。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金、社債及びコマーシャルペーパーは、一定の環境下でT F S グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されている。また、金利の変動リスクについては、一部は金利スワップ取引等を利用することにより当該リスクを回避している。外貨建負債については、為替の変動リスクに晒されており、社債の発行時に通貨スワップ取引等を利用することなどにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等がある。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

T F S グループは、営業債権、リース債権及びリース投資資産等について、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用している。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブや預金取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報やエクスポージャーの把握を定期的に行うことにより管理している。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建負債について、為替の変動リスクをヘッジし、あらかじめ決められた条件で決済するため、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用している。また、金融資産(オペレーティング・リース資産のキャッシュフローを含む)及び金融負債に係る金利の変動リスクを抑制するため、主に金利スワップ取引を利用している。

有価証券及び投資有価証券については、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理している。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度等について定めたルールに基づき、資金担当部門が承認権限者の承認を得て行っている。

T F S グループでは、金融商品の金利リスクに対して定期的にVaRによるモニタリングを実施している。VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間：20営業日、信頼区間：片側95%、観測期間：250営業日)を採用している。T F S グループの金融商品の金利リスク量(損失額の推計値)は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 2017年3月31日	当連結会計年度 2018年3月31日
金利リスク量	27,955	17,749

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合がある。

なお、T F S グループに重要な為替リスクはない。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

T F S グループは、ALMを通して資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない((注2)参照)。

前連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	289,745	289,745	—
(2) 営業債権	14,271,039		
貸倒引当金(※1)	△130,633		
	14,140,406	14,255,936	115,530
(3) リース債権及び リース投資資産(※2)	795,249		
貸倒引当金(※1)	△23,824		
	771,425	835,067	63,642
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,121,951	1,121,951	—
資産計	16,323,528	16,502,700	179,172
(1) 短期借入金	730,858	730,858	—
(2) コマーシャルペーパー	3,762,251	3,762,251	—
(3) 社債(※3)	8,374,096	8,509,343	135,246
(4) 長期借入金(※4)	4,918,640	4,933,833	15,192
負債計	17,785,847	17,936,286	150,439
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	106,858	8,348	△98,509
② ヘッジ会計が 適用されているもの	524	3,684	3,160
デリバティブ取引計	107,382	12,033	△95,349

(※1) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※3) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※4) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。

また、連結貸借対照表計上額については、海外連結子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

当連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	389,639	389,639	—
(2) 営業債権	14,721,212		
貸倒引当金(※1)	△133,470		
	14,587,741	14,634,539	46,797
(3) リース債権及び リース投資資産(※2)	920,548		
貸倒引当金(※1)	△28,153		
	892,395	959,946	67,550
(4) 有価証券及び投資有価証券	986,736	986,736	—
資産計	16,856,513	16,970,861	114,348
(1) 短期借入金	919,723	919,723	—
(2) コマーシャルペーパー	3,891,614	3,891,614	—
(3) 社債(※3)	8,574,502	8,624,779	50,276
(4) 長期借入金(※4)	4,675,447	4,685,542	10,094
負債計	18,061,288	18,121,659	60,371
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	△8,999	40,607	49,607
② ヘッジ会計が 適用されているもの	227	917	690
デリバティブ取引計	△8,772	41,525	50,297

(※1) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※3) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※4) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。

また、連結貸借対照表計上額については、海外連結子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 営業債権、(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、主に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、主に取引所の価格又は見積り将来キャッシュ・フローを市場利子率で割引く方法により算定している。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

負 債

(1) 短期借入金、(2) コマーシャルペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

社債については、主に入手可能であれば市場価格、不可能である場合は元利金の合計額を同様の社債を新規に発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、T F Sグループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、主に元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定している。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 2017年3月31日	当連結会計年度 2018年3月31日
非上場株式	48,926	52,054

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2017年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金及び預金	289,745	—	—
営業債権	6,029,882	7,486,870	580,218
リース債権及びリース投資資産	280,293	504,156	4,990
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
①債券			
国債・地方債等	155,119	109,183	17,492
社債その他	26,391	6,672	21,928
②その他	379,786	374	—
その他有価証券のうち満期があるもの 計	561,298	116,231	39,421
合計	7,161,218	8,107,257	624,631

当連結会計年度(2018年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金及び預金	389,639	—	—
営業債権	6,109,695	7,775,730	654,504
リース債権及びリース投資資産	322,978	582,663	4,494
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
①債券			
国債・地方債等	174,561	138,254	12,978
社債その他	4,200	4,894	22,703
②その他	288,468	—	361
その他有価証券のうち満期があるもの 計	467,230	143,148	36,044
合計	7,289,544	8,501,542	695,043

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
短期借入金	730,858	—	—
コマーシャルペーパー	3,762,251	—	—
社債	2,201,095	5,438,320	759,014
長期借入金	1,857,561	2,933,790	127,288
合計	8,551,766	8,372,110	886,302

当連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
短期借入金	919,723	—	—
コマーシャルペーパー	3,891,614	—	—
社債	2,322,871	5,714,413	560,609
長期借入金	1,629,396	2,858,146	187,904
合計	8,763,606	8,572,560	748,513

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	6,157	3,094	3,062
②債券			
国債・地方債等	10,674	10,453	220
社債その他	27,616	27,491	125
③その他	125,549	120,423	5,125
小計	169,998	161,463	8,534
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	41	41	—
②債券			
国債・地方債等	271,254	272,027	△772
社債その他	27,540	27,555	△15
③その他	653,116	653,147	△31
小計	951,952	952,771	△818
合計	1,121,951	1,114,234	7,716

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	5,350	2,118	3,232
②債券			
国債・地方債等	1,803	1,669	134
社債その他	10,331	10,316	14
③その他	9,434	9,179	255
小計	26,920	23,283	3,637
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	52	52	—
②債券			
国債・地方債等	322,258	324,746	△2,487
社債その他	21,237	21,435	△197
③その他	616,267	617,597	△1,329
小計	959,815	963,830	△4,014
合計	986,736	987,113	△377

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	43,661	26,103	—

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

重要性がないため記載を省略している。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2017年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	26,251	—	119	119
	買建	453,568	—	△1,423	△1,423
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	968,592	737,553	△100,191	△100,191
	支払米ドル受取豪ドル	373,054	305,268	△10,285	△10,285
	支払タイバーツ受取米ドル	484,553	309,157	30,133	30,133
	その他	1,590,934	1,080,184	63,827	63,827
合計		3,896,956	2,432,164	△17,819	△17,819

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	4,871,098	4,026,148	7,838	7,838
	受取変動・支払固定	10,684,777	6,701,472	18,270	18,270
	受取変動・支払変動	53,064	27,372	△177	△177
	オプション取引				
	売建キャップ	3,365	—	—	—
	買建フロア	179,685	89,842	236	236
合計		15,791,991	10,844,835	26,168	26,168

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
公正価値 ヘッジ	通貨スワップ取引	社債			
	支払米ドル受取日本円		40,874	13,330	3,162
合計			40,874	13,330	3,162

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引	社債 借入金			
	受取固定・支払変動		4,000	4,000	144
	受取変動・支払固定		7,000	5,000	△15
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引	社債 借入金	71,000	31,000	393
合計			82,000	40,000	522

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

当連結会計年度(2018年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	16,931	—	124	124
	買建	410,392	—	5,609	5,609
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	848,012	747,395	20,982	20,982
	支払米ドル受取豪ドル	389,860	373,569	△2,245	△2,245
	支払タイバーツ受取米ドル	418,852	250,504	△20,073	△20,073
	支払ユーロ受取米ドル	336,736	236,954	△18,258	△18,258
	その他	1,666,396	1,080,667	24,326	24,326
合計		4,087,182	2,689,091	10,465	10,465

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	4,897,532	3,911,401	△57,155	△57,155
	受取変動・支払固定	10,805,452	6,777,954	87,293	87,293
	受取変動・支払変動	134,442	89,150	△56	△56
	オプション取引				
	買建フロア	97,890	—	60	60
合計		15,935,317	10,778,507	30,141	30,141

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
公正価値 ヘッジ	通貨スワップ取引 支払米ドル受取日本円	社債	12,623	2,719	822
合計			12,623	2,719	822

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	社債 借入金	34,000	34,000	219
	受取変動・支払固定		5,000	5,000	△3
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	借入金	104,500	104,500	△120
合計			143,500	143,500	95

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、退職金制度の一部について確定拠出制度を採用し、残額については退職一時金を充当している。また、一部の海外子会社は、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

なお、一部の海外子会社は複数事業主制度を設けており、確定拠出制度と同様に会計処理している。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額は、前連結会計年度1,898百万円、当連結会計年度1,941百万円であった。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
年金資産の額	394,616百万円	411,080百万円
年金財政計算上の数理債務の額	397,339	403,946
差引額	△2,723	7,134

(2) 制度全体に占めるトヨタファイナンシャルサービス株式会社グループの給与総額割合

前連結会計年度 28.8%(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度 27.7%(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の前連結会計年度及び当連結会計年度における差引額の主な要因は、年金資産の実際運用収益等によるものである。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
退職給付債務の期首残高	26,322百万円	28,771百万円
勤務費用	1,535	1,730
利息費用	580	608
退職給付の支払額	△599	△1,038
その他	931	1,337
退職給付債務の期末残高	28,771	31,408

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

重要性がないため記載を省略している。

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	20,154百万円	22,088百万円
年金資産	△13,535	△16,534
	6,619	5,553
非積立型制度の退職給付債務	8,616	9,320
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,236	14,873
退職給付に係る負債	15,258	14,873
退職給付に係る資産	△22	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,236	14,873

- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
勤務費用	1,535百万円	1,730百万円
その他	676	951
確定給付制度に係る退職給付費用	2,212	2,681

- (5) 年金資産に関する事項

重要性がないため記載を省略している。

- (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
割引率	0.1%～3.8%	0.1%～3.5%

4 確定拠出制度

重要性がないため記載を省略している。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	49,755百万円	35,563百万円
税務上の繰越欠損金	7,593	104,177
その他	41,181	67,887
繰延税金資産小計	98,529	207,628
評価性引当金	△2,528	△6,474
繰延税金資産合計	96,001	201,153
繰延税金負債		
償却資産	△944,419	△748,731
その他	△69,521	△32,172
繰延税金負債合計	△1,013,941	△780,903
繰延税金資産(負債)の純額	△917,940	△579,750
(注)繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。		(注)繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。
	(百万円)	(百万円)
流動資産—その他	66,592	流動資産—その他 73,237
固定資産—投資その他の資産その他	9,208	固定資産—投資その他の資産その他 16,898
流動負債—その他	22,337	流動負債—その他 23,789
固定負債—繰延税金負債	971,403	固定負債—繰延税金負債 646,097

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
米国税制改正関連	—	△113.3
在外子会社税率差異	△2.2	△2.4
その他	0.5	2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0	△82.8

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2017年12月22日に米国において税制改正法が成立し、米国連結子会社に適用される連邦法人税率は、35%から21%に引き下げられることとなった。この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）は308,313百万円、法人税等調整額は321,699百万円、為替換算調整勘定は13,386百万円減少している。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1 報告セグメントの概要

T F S グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、マネジメントが、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

T F S グループは、主に、割賦金融、リース取引、卸売金融、保険仲介等の販売金融事業を営んでおり、国内及び海外の連結子会社が独立した経営単位として、各国の市場環境に応じた事業活動を展開している。

従って、T F S グループは国別のセグメントから構成されているが、米国及びカナダについては、経済的特徴等が概ね類似していることから「北米」とし、「日本」、「北米」、「オーストラリア」を報告セグメントとしている。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場の実勢を勘案した価格に基づいている。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額
	日本	北米	オースト ラリア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	156,794	1,270,547	91,588	1,518,930	293,624	1,812,554	—	1,812,554
セグメント間の内部 売上高又は振替高	202	4,064	593	4,860	15,984	20,844	△20,844	—
計	156,996	1,274,612	92,182	1,523,791	309,608	1,833,399	△20,844	1,812,554
セグメント利益	22,469	68,779	11,692	102,941	90,708	193,650	△4,346	189,303
セグメント資産	1,442,503	13,196,365	1,303,814	15,942,683	3,985,813	19,928,497	—	19,928,497
その他の項目								
支払利息	835	176,622	32,243	209,701	111,057	320,759	△10,509	310,249
減価償却費	5,061	629,023	24,419	658,503	23,343	681,847	25	681,872
貸倒引当金繰入額	6,395	68,487	4,711	79,594	28,657	108,252	—	108,252

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ及び中国等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△4,346百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額△10,509百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本」9,154百万円、「北米」320,112百万円、「オーストラリア」73,882百万円、「その他」288,592百万円含まれている。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額
	日本	北米	オースト ラリア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	164,289	1,372,895	98,635	1,635,821	343,063	1,978,884	—	1,978,884
セグメント間の内部 売上高又は振替高	300	4,563	598	5,462	16,536	21,999	△21,999	—
計	164,590	1,377,458	99,234	1,641,283	359,600	2,000,884	△21,999	1,978,884
セグメント利益	28,876	110,669	16,349	155,895	96,906	252,801	△3,156	249,645
セグメント資産	1,543,219	12,834,923	1,380,701	15,758,844	4,655,193	20,414,037	—	20,414,037
その他の項目								
支払利息	679	220,107	34,687	255,474	126,578	382,052	△11,509	370,543
減価償却費	5,197	672,731	25,397	703,326	28,295	731,621	21	731,643
貸倒引当金繰入額	6,550	57,600	3,044	67,195	32,654	99,850	—	99,850

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ及び中国等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△3,156百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額△11,509百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本」9,100百万円、「北米」355,877百万円、「オーストラリア」82,080百万円、「その他」335,548百万円含まれている。

関連情報

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
156,794	1,220,234	435,526	1,812,554

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
6,106	4,284,283	205,159	4,495,549

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
164,289	1,316,050	498,544	1,978,884

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
3,076	4,114,807	242,158	4,360,042

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はない。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はない。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はない。

関連当事者情報

1 関連当事者との取引

トヨタファイナンシャルサービス株式会社と関連当事者との取引

トヨタファイナンシャルサービス株式会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	トヨタ 自動車㈱	愛知県 豊田市	635,401	自動車の製 造・販売	被所有 直接 100	資金の預入 役員の兼任 設備等の賃 借等	資金の預入	12,590	流動資産－ その他	9,050
									固定資産－ 投資その他 の資産その他	248,130

- (注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等を含まない。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場金利等を勘案して決定している。
3 取引の実態を明瞭に開示するため、取引金額は純額表示としている。

当連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	トヨタ 自動車㈱	愛知県 豊田市	635,401	自動車の製 造・販売	被所有 直接 100	資金の預入 役員の兼任 設備等の賃 借等	資金の預入	32,780	流動資産－ その他	150,970
									固定資産－ 投資その他 の資産その他	138,990

- (注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等を含まない。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場金利等を勘案して決定している。
3 取引の実態を明瞭に開示するため、取引金額は純額表示としている。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

トヨタ自動車(株)（東京、名古屋、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	1,444,732円41銭	1,721,667円31銭
1株当たり当期純利益金額	94,674円94銭	324,692円91銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	148,687	509,930
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	148,687	509,930
普通株式の期中平均株式数(株)	1,570,500	1,570,500

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,291,850	2,733,310
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) 非支配株主持分	22,898	29,432
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	2,268,952	2,703,878
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	1,570,500	1,570,500

(重要な後発事象)

該当事項はない。

④ 連結附属明細表
社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
トヨタファイ ナンス㈱	普通社債 (注) 1	2005年 ～ 2018年	449, 997	479, 998 (99, 999)	0. 00 ～ 1. 93	なし	2017年 ～ 2027年
海外子会社	普通社債 (注) 1 (注) 2 (注) 3	2012年 ～ 2018年	1, 003, 863 [3, 090百万 米ドル 47, 400百万 タイ・パーツ 1, 580百万 ポリバル・フェルテ 3, 000百万 フィリピン・ペソ 4, 700百万 加ドル 1, 036百万 アルゼンチン・ペソ 2, 000百万 中国元 33, 000百万 インド・ルピー 3, 000百万 ロシア・ルーブル]	1, 102, 520 (325, 828) [2, 450百万 米ドル 59, 300百万 タイ・パーツ 1, 348百万 ポリバル・フェルテ 5, 500百万 フィリピン・ペソ 6, 000百万 加ドル 1, 504百万 アルゼンチン・ペソ 2, 000百万 中国元 36, 104百万 インド・ルピー 5, 000百万 ロシア・ルーブル 800百万 ブラジル・レアル]	1. 42 ～ 36. 60	(注) 4	2017年 ～ 2024年
	ミディアムターム ノート (注) 1 (注) 2 (注) 5	2007年 ～ 2018年	6, 920, 235 [41, 032百万 米ドル 10, 588百万 豪ドル 2, 928百万 ニュージーランド・ ドル 1, 605百万 英ポンド 1, 551百万 香港ドル 7, 000百万 ユーロ 9, 447百万 メキシコ・ペソ 380百万 マレーシア・ リングgit 366百万 南アフリカ・ランド 97百万 アルゼンチン・ペソ]	6, 991, 983 (1, 895, 565) [43, 394百万 米ドル 11, 319百万 豪ドル 3, 101百万 ニュージーランド・ ドル 1, 830百万 英ポンド 1, 327百万 香港ドル 6, 750百万 ユーロ 9, 814百万 メキシコ・ペソ 115百万 マレーシア・ リングgit 98百万 アルゼンチン・ペソ]	0. 00 ～ 29. 48	なし	2017年 ～ 2046年
合計	—	—	8, 374, 096	8, 574, 502 (2, 321, 393)	—	—	—

- (注) 1 当期末残高のうち1年以内償還予定の社債の金額を()内に付記している。
- 2 外国において発行された社債及びミディアムタームノートについて外貨建てによる発行総額を[]内に付記している。
- 3 海外子会社トヨタ クレジット カナダ(株)、トヨタ リーシング タイランド(株)、トヨタ サービス デ ベネズエラ(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン(株)、トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(株)、トヨタ コンパニーア フィナンシェラ デ アルゼンチン(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス インディア(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス コリア(株)、トヨタ バンク ロシア(株)、バンコトヨタ ブラジル(株)の発行しているものを集約している。
- 4 海外子会社が発行した有担保の普通社債17銘柄が含まれている。当該銘柄以外は無担保である。
- 5 海外子会社トヨタ モーター クレジット(株)、トヨタ モーター ファイナンス(ネザールンズ)(株)、トヨタ ファイナンス オーストラリア(株)、トヨタ ファイナンス ニュージーランド(株)、トヨタ キャピタル マレーシア(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ(株)、トヨタ コンパニーア フィナンシェラ デ アルゼンチン(株)の発行しているものを集約している。
- 6 連結決算日後5年内における償還予定額は、次のとおりである。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
2,322,871	1,788,527	1,326,126	1,444,889	1,154,870

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	730,858	919,723	2.62	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,857,561	1,629,396	2.38	—
うち、1年以内に返済予定のノンリコース長期借入金	1,065,117	1,033,111	2.12	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,061,079	3,046,051	2.19	2019年～2036年
うち、ノンリコース長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	960,650	873,088	1.96	2019年～2022年
其他有利子負債 コマーシャルペーパー(1年以内返済予定)	3,762,251	3,891,614	1.65	—

(注) 1 平均利率は、当連結会計年度末における利率及び残高より加重平均した利率である。

2 長期借入金及びノンリコース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年における返済予定額は、次の通りである。

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	1,257,388	911,868	503,185	185,705
うち、ノンリコース 長期借入金	523,441	246,874	90,985	11,787

資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略している。

(2) その他

該当事項はない。

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,008	3,755
売掛金	6,943	7,112
関係会社預け金	9,050	150,970
その他	592	562
流動資産合計	20,594	162,400
固定資産		
有形固定資産	93	70
無形固定資産	24	2
投資その他の資産		
投資有価証券	19,787	19,072
関係会社株式	199,983	207,193
関係会社出資金	100,319	105,218
関係会社長期預け金	248,130	138,990
その他	203	162
投資その他の資産合計	568,423	470,637
固定資産合計	568,541	470,710
資産合計	589,136	633,111

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,961	4,246
その他	2,363	2,782
流動負債合計	6,325	7,028
固定負債	1,401	1,522
負債合計	7,727	8,550
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,525	78,525
資本剰余金		
資本準備金	78,525	78,525
資本剰余金合計	78,525	78,525
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	422,204	465,188
利益剰余金合計	422,204	465,188
株主資本合計	579,254	622,238
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,154	2,321
評価・換算差額等合計	2,154	2,321
純資産合計	581,408	624,560
負債純資産合計	589,136	633,111

② 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高		
関係会社受取配当金	26,433	43,661
関係会社受取手数料	13,420	14,749
売上高合計	39,854	58,411
売上原価		
関係会社支払手数料	7,649	8,388
売上原価合計	7,649	8,388
売上総利益	32,205	50,022
販売費及び一般管理費	※ 2 4,227	※ 2 5,262
営業利益	27,977	44,760
営業外収益		
受取利息	640	662
受取配当金	476	412
投資有価証券売却益	922	1,246
為替差益	—	295
その他	10	12
営業外収益合計	※ 1 2,049	※ 1 2,629
営業外費用		
為替差損	1,055	—
その他	24	92
営業外費用合計	1,080	92
経常利益	28,947	47,297
税引前当期純利益	28,947	47,297
法人税、住民税及び事業税	3,175	4,335
法人税等調整額	△388	△21
法人税等合計	2,786	4,313
当期純利益	26,160	42,983

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	396,044	553,094	3,216	556,311
当期変動額						
当期純利益			26,160	26,160		26,160
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△1,062	△1,062
当期変動額合計	—	—	26,160	26,160	△1,062	25,097
当期末残高	78,525	78,525	422,204	579,254	2,154	581,408

当事業年度(自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	422,204	579,254	2,154	581,408
当期変動額						
当期純利益			42,983	42,983		42,983
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					167	167
当期変動額合計	—	—	42,983	42,983	167	43,151
当期末残高	78,525	78,525	465,188	622,238	2,321	624,560

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

トヨタ自動車株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用している。

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)	当事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)
受取利息	640百万円	644百万円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次の通りである。なお、全額が一般管理費に属するものである。

	前事業年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)	当事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)
業務委託費用	1,139百万円	1,835百万円
従業員給与手当	1,151	1,072
租税公課	477	748
賞与引当金繰入額	158	138
退職給付費用	112	121

(有価証券関係)

前事業年度(2017年 3月 31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式193,580百万円、関連会社株式6,402百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していない。

当事業年度(2018年 3月 31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式200,381百万円、関連会社株式6,812百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していない。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	110百万円	205百万円
退職給付引当金	175	192
未払費用	270	184
関係会社出資金評価損	164	164
賞与引当金	48	42
その他	40	38
繰延税金資産小計	810	827
評価性引当金	△175	△170
繰延税金資産合計	635	657
繰延税金負債		
連結法人間取引の譲渡益繰延	△45	△45
その他有価証券評価差額金	△945	△1,023
繰延税金負債合計	△991	△1,069
繰延税金資産(△負債)の純額	△356	△412

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△26.8	△27.0
外国子会社等受取配当源泉税	5.6	5.5
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.6	9.1

(重要な後発事象)

該当事項はない。

④ 附属明細表

有価証券明細表

株式

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)ジェーシービー	231,900	8,116
		東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)	7,280,000	5,350
		その他（２銘柄）	829,155	4,845
計			8,341,055	18,312

その他

種類及び銘柄			投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(証券投資信託の受益証券) トヨタグループ株式ファンド	327, 434, 107	759
計			—	759

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産	—	—	—	251	180	19	70
無形固定資産	—	—	—	199	196	4	2

(注) 有形固定資産、無形固定資産の金額が資産総額の１％以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。

引当金明細表

重要性がないため記載を省略している。

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) その他

該当事項はない。

3 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	389,639	414,055
営業債権	※4, ※5 14,721,212	※4, ※5 15,599,391
リース債権及びリース投資資産	1,342,045	1,493,123
有価証券	570,787	848,684
その他	650,891	607,610
貸倒引当金	△164,242	△172,531
流動資産合計	17,510,333	18,790,333
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産(純額)	※4, ※5 4,350,779	※4, ※5 4,680,091
その他	9,262	9,263
有形固定資産合計	※1 4,360,042	※1 4,689,355
無形固定資産	38,017	35,601
投資その他の資産	728,533	735,934
固定資産合計	5,126,593	5,460,890
資産合計	22,636,927	24,251,224

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※4 919,723	※4 1,006,141
1年以内返済予定の長期借入金	※4, ※5 1,629,396	※4, ※5 1,760,315
1年以内償還予定の社債	※4 2,321,393	※4 2,392,306
コマーシャルペーパー	3,891,614	3,966,715
その他の引当金	30,161	31,393
その他	1,074,034	1,165,380
流動負債合計	9,866,324	10,322,252
固定負債		
社債	※4 6,253,109	※4 7,023,398
長期借入金	※4, ※5 3,046,051	※4, ※5 3,215,625
繰延税金負債	637,113	687,877
その他の引当金	10,983	10,608
退職給付に係る負債	14,873	15,461
その他	75,160	54,131
固定負債合計	10,037,291	11,007,103
負債合計	19,903,616	21,329,355
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,525	78,525
資本剰余金	159,900	159,900
利益剰余金	2,545,223	2,633,828
株主資本合計	2,783,648	2,872,253
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△560	131
繰延ヘッジ損益	2,667	3,035
為替換算調整勘定	△81,877	16,370
その他の包括利益累計額合計	△79,770	19,537
非支配株主持分	29,432	30,077
純資産合計	2,733,310	2,921,869
負債純資産合計	22,636,927	24,251,224

② 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日)
売上高	967,076	1,040,686
売上原価	※ 2 640,528	※ 2 705,974
売上総利益	326,548	334,712
販売費及び一般管理費	※ 1 197,725	※ 1 201,385
営業利益	128,822	133,326
営業外収益		
償却債権取立益	12,100	12,951
持分法による投資利益	2,323	1,603
その他	1,315	822
営業外収益合計	15,739	15,377
営業外費用		
固定資産処分損	464	110
為替差損	—	735
その他	96	244
営業外費用合計	560	1,090
経常利益	144,001	147,613
特別利益		
関係会社清算益	※ 3 361	—
特別利益合計	361	—
税金等調整前中間純利益	144,362	147,613
法人税、住民税及び事業税	24,997	26,446
法人税等調整額	21,313	16,232
法人税等合計	46,311	42,679
中間純利益	98,050	104,934
非支配株主に帰属する中間純利益	1,827	2,555
親会社株主に帰属する中間純利益	96,223	102,378

中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日)
中間純利益	98,050	104,934
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	230	691
繰延ヘッジ損益	△582	△135
為替換算調整勘定	43,733	101,705
持分法適用会社に対する持分相当額	△722	△1,972
その他の包括利益合計	42,660	100,289
中間包括利益	140,711	205,223
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	138,098	201,851
非支配株主に係る中間包括利益	2,612	3,371

③ 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	159,900	2,035,293	2,273,718
当中間期変動額				
親会社株主に 帰属する中間純利益			96,223	96,223
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	—	—	96,223	96,223
当中間期末残高	78,525	159,900	2,131,517	2,369,942

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,077	4,065	△13,908	△4,766	22,898	2,291,850
当中間期変動額						
親会社株主に 帰属する中間純利益						96,223
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	230	△1,163	42,927	41,995	3,238	45,233
当中間期変動額合計	230	△1,163	42,927	41,995	3,238	141,457
当中間期末残高	5,308	2,901	29,018	37,228	26,136	2,433,307

当中間連結会計期間(自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	159,900	2,545,223	2,783,648
会計方針の変更による累積的影響額			△13,773	△13,773
会計方針の変更を反映した当期首残高	78,525	159,900	2,531,449	2,769,875
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			102,378	102,378
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	102,378	102,378
当中間期末残高	78,525	159,900	2,633,828	2,872,253

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△560	2,667	△81,877	△79,770	29,432	2,733,310
会計方針の変更による累積的影響額					△661	△14,435
会計方針の変更を反映した当期首残高	△560	2,667	△81,877	△79,770	28,771	2,718,875
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する中間純利益						102,378
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	691	368	98,247	99,307	1,306	100,614
当中間期変動額合計	691	368	98,247	99,307	1,306	202,993
当中間期末残高	131	3,035	16,370	19,537	30,077	2,921,869

注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

49社

主要な連結子会社名

トヨタファイナンス(株)

トヨタ モーター クレジット(株)

トヨタ モーター インシュランス サービス(株)

トヨタ クレジット カナダ(株)

トヨタ クレジットバンク(有)

トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランド)(株)

トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)(株)

トヨタ ファイナンス オーストラリア(株)

トヨタ リーシング タイランド(株)

トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有)

なお、当中間連結会計期間より、トヨタファイナンシャルサービス イタリア(株)を新規設立により連結の範囲に含めることとした。

2 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の関連会社数

7社

主要な会社名

トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ(株)

和潤企業(株)

(ロ) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用している。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日が中間連結決算日(9月30日)と異なる主な会社は次のとおりである。

中間決算日	会社名
6月30日	トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有)

中間連結財務諸表作成にあたっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用している。

4 在外子会社及び在外関連会社の会計方針に関する事項

在外子会社及び在外関連会社の連結にあたっては、原則として米国会計基準もしくは国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表を採用している。

5 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として個別法により算定している。ただし、米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社が保有する持分投資の評価差額は純損益に計上している。)

時価のないもの

主として総平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①賃貸資産

主としてリース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっている。なお、賃貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を追加計上している。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により計上している。

この他に保証業務から生ずる債権の貸し倒れによる損失に備えるため、保証履行に伴う求償債権等未収債権に対する回収不能見込額を過去の貸倒実績率等により見積り、計上している。

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理している。

複数事業主制度については、確定拠出制度と同様に処理している。

(ホ) 重要な収益及び費用の計上基準

①ファイナンス・リース

国内連結子会社

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

在外連結子会社

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっている。

②オペレーティング・リース

リース料総額をリース期間に按分し毎月均等額を収益に計上している。

③融資

主として利息法(元本残高に対して一定の料率で計算した利息の額を収益計上する方法)によっている。

(ヘ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上している。

(ト) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

国内連結子会社は原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用した主なヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金、社債

③ヘッジ方針

資金調達に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っている。

④ヘッジ有効性評価の方法

・事前テスト

比率分析もしくは回帰分析等の統計的手法

・事後テスト

比率分析

(チ) 組替再表示

過年度の金額は、当中間連結会計期間の表示に合わせて組み替えて再表示されている。

(会計方針の変更)

(米国会計基準ASC 606「顧客との契約から生じる収益」)

米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社において、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」を当中間連結会計期間より適用している。

これにより、約束した財又はサービスの顧客への移転の対価として権利を得ると見込んでいる金額で収益を認識している。

当該会計基準の適用については、経過的な取り扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当中間連結会計期間の利益剰余金の期首残高は12,137百万円減少している。また、当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に与える影響は軽微である。

(米国会計基準ASU 2016-01「金融資産及び金融負債の認識及び測定」)

米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社において、ASU 2016-01「金融資産及び金融負債の認識及び測定」を当中間連結会計期間より適用している。

これにより、連結子会社及び持分法適用会社への投資を除く持分投資は原則として公正価値で評価し、その変動を純損益に認識している。

当該会計基準の適用については、経過的な取り扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当中間連結会計期間の利益剰余金の期首残高は1,380百万円減少している。また、当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に与える影響は軽微である。

(国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」)

国際財務報告基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社において、IFRS第9号「金融商品」を当中間連結会計期間より適用している。

これにより、金融商品の分類及び測定方法を見直し、金融資産について予想信用損失モデルによる減損を認識している。

当該会計基準の適用については、経過的な取り扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当中間連結会計期間の利益剰余金の期首残高は256百万円減少している。また、当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に与える影響は軽微である。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間連結会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更した。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含まれていた繰延税金資産73,237百万円は「投資その他の資産」728,533百万円に含めて表示しており、「流動負債」の「その他」に含まれていた繰延税金負債23,789百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」637,113百万円に含めて表示している。

なお、同一の納税主体で繰延税金資産と繰延税金負債を相殺したことにより、資産合計、負債合計及び負債純資産合計がそれぞれ32,772百万円減少している。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,201,420百万円	1,292,661百万円

2 偶発債務

トヨタ販売店及びレンタリース店等が一般顧客に割賦販売等を行うに当たり、連結子会社がトヨタ販売店及びレンタリース店等に対して保証業務として債務保証を行っている。

また、連結子会社以外のトヨタグループ会社が行った資金調達に対し、債務保証を行っている。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
連結子会社の営業上の債務保証	3,117,270百万円	3,264,245百万円
トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ㈱	55,355	52,338
その他	11,954	21,139
合計	3,184,580	3,337,723

3 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
貸出未実行残高	3,316,588百万円	3,611,068百万円

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメントにおいては、信用状態等に関する審査を貸出実行の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
営業債権	2,016,371百万円	2,040,488百万円
貸貸資産(純額)	618,786	876,216

担保付債務

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
短期借入金	6,526百万円	13,214百万円
1年以内返済予定の長期借入金	1,033,111	1,119,859
長期借入金	899,192	994,431
1年以内償還予定の社債	16,494	11,055
社債	43,018	38,113

※5 ノンリコース債務

(1) 借入金に含まれるノンリコース債務

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
長期借入金(1年以内返済予定の 長期借入金を含む)のうち、ノン リコース債務	1,906,199百万円	2,087,862百万円

(2) ノンリコース債務に対応する資産

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
営業債権	1,830,019百万円	1,864,607百万円
貸貸資産(純額)	618,786	876,216

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
従業員給与・手当	40,944百万円	42,127百万円
貸倒引当金繰入額	51,940	48,522

※2 売上原価には、デリバティブ関連損益が含まれている。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
デリバティブ関連損益	(益) 2,036百万円	(損) 15,539百万円

※3 関係会社清算益は、アルゼンチンの連結子会社を清算に伴い連結の範囲から除外したことによるものである。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はない。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はない。

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はない。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はない。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
リース料債権部分	580,852百万円	650,644百万円
見積残存価額部分	421,497	476,532
受取利息相当額	△79,856	△97,005
合計	922,493	1,030,171

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間末日後の回収予定額

リース債権

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1年以内	151,267百万円	166,023百万円
1年超2年以内	131,782	144,420
2年超3年以内	108,781	125,662
3年超4年以内	48,564	49,864
4年超5年以内	14,990	15,032
5年超	1,706	1,667

リース投資資産

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1年以内	218,521百万円	243,471百万円
1年超2年以内	166,135	185,477
2年超3年以内	115,233	128,852
3年超4年以内	55,494	64,223
4年超5年以内	22,061	25,376
5年超	3,405	3,242

2 オペレーティング・リース取引

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1年以内	700,877百万円	757,567百万円
1年超	664,387	742,176
合計	1,365,264	1,499,743

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない((注2)参照)。

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	389,639	389,639	—
(2) 営業債権	14,721,212		
貸倒引当金(※1)	△133,470		
	14,587,741	14,634,539	46,797
(3) リース債権及び リース投資資産(※2)	920,548		
貸倒引当金(※1)	△28,153		
	892,395	959,946	67,550
(4) 有価証券及び投資有価証券 (※3)	986,736	986,736	—
資産計	16,856,513	16,970,861	114,348
(1) 短期借入金	919,723	919,723	—
(2) コマーシャルペーパー	3,891,614	3,891,614	—
(3) 社債(※4)	8,574,502	8,624,779	50,276
(4) 長期借入金(※5)	4,675,447	4,685,542	10,094
負債計	18,061,288	18,121,659	60,371
デリバティブ取引(※6)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	△8,999	40,607	49,607
② ヘッジ会計が 適用されているもの	227	917	690
デリバティブ取引計	△8,772	41,525	50,297

(※1) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※3) 投資有価証券は、連結貸借対照表上投資その他の資産に含めて開示している。

(※4) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※5) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。

また、連結貸借対照表計上額については、在外連結子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

当中間連結会計期間(2018年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	414,055	414,055	—
(2) 営業債権	15,599,391		
貸倒引当金(※1)	△140,620		
	15,458,770	15,545,113	86,342
(3) リース債権及び リース投資資産(※2)	1,016,590		
貸倒引当金(※1)	△28,973		
	987,616	1,067,633	80,017
(4) 有価証券及び投資有価証券 (※3)	1,192,048	1,192,048	—
資産計	18,052,491	18,218,851	166,360
(1) 短期借入金	1,006,141	1,006,141	—
(2) コマーシャルペーパー	3,966,715	3,966,715	—
(3) 社債(※4)	9,415,705	9,433,075	17,369
(4) 長期借入金(※5)	4,975,941	4,985,398	9,457
負債計	19,364,503	19,391,330	26,826
デリバティブ取引(※6)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	51,936	△11,349	△63,285
② ヘッジ会計が 適用されているもの	40	△755	△796
デリバティブ取引計	51,977	△12,104	△64,081

(※1) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※3) 投資有価証券は、中間連結貸借対照表上投資その他の資産に含めて開示している。

(※4) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※5) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。

また、中間連結貸借対照表計上額については、在外連結子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 営業債権、(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、主に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、主に取引所の価格又は見積り将来キャッシュ・フローを市場利子率で割引く方法により算定している。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

負債

(1) 短期借入金、(2) コマーシャルペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

社債については、主に入手可能であれば市場価格、不可能である場合は元利金の合計額を同様の社債を新規に発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、T F Sグループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、主に元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定している。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
非上場株式	52,054	50,844

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	5,350	2,118	3,232
②債券			
国債・地方債等	1,803	1,669	134
社債その他	10,331	10,316	14
③その他	9,434	9,179	255
小計	26,920	23,283	3,637
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	52	52	—
②債券			
国債・地方債等	322,258	324,746	△2,487
社債その他	21,237	21,435	△197
③その他	616,267	617,597	△1,329
小計	959,815	963,830	△4,014
合計	986,736	987,113	△377

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当中間連結会計期間(2018年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	4,761	2,118	2,642
②債券			
国債・地方債等	1,187	1,075	112
社債その他	1,796	1,787	8
③その他	9,544	9,107	437
小計	17,289	14,088	3,201
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	70	70	—
②債券			
国債・地方債等	258,699	261,102	△2,403
社債その他	31,641	32,202	△560
③その他	884,348	890,224	△5,876
小計	1,174,759	1,183,599	△8,840
合計	1,192,048	1,197,687	△5,639

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2018年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	16,931	—	124	124
	買建	410,392	—	5,609	5,609
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	848,012	747,395	20,982	20,982
	支払米ドル受取豪ドル	389,860	373,569	△2,245	△2,245
	支払タイバーツ 受取米ドル	418,852	250,504	△20,073	△20,073
	支払ユーロ受取米ドル	336,736	236,954	△18,258	△18,258
	その他	1,666,396	1,080,667	24,326	24,326
合計		4,087,182	2,689,091	10,465	10,465

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	4,897,532	3,911,401	△57,155	△57,155
	受取変動・支払固定	10,805,452	6,777,954	87,293	87,293
	受取変動・支払変動	134,442	89,150	△56	△56
	オプション取引				
	買建フロア	97,890	—	60	60
合計		15,935,317	10,778,507	30,141	30,141

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
公正価値 ヘッジ	通貨スワップ取引 支払米ドル受取日本円	社債	12,623	2,719	822
合計			12,623	2,719	822

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	社債	34,000	34,000	219
	受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	△3
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	借入金	104,500	104,500	△120
合計			143,500	143,500	95

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

当中間連結会計期間(2018年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	11,718	—	△81	△81
	買建	373,343	—	1,699	1,699
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	798,961	794,053	△35,685	△35,685
	支払米ドル受取豪ドル	432,324	408,608	△27,851	△27,851
	支払タイバーツ	431,989	259,707	△3,761	△3,761
	受取米ドル	364,333	230,765	1,022	1,022
	支払ユーロ受取米ドル	1,946,403	1,120,059	42,960	42,960
合計		4,359,073	2,813,194	△21,697	△21,697

(注) 時価の算定方法

主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定している。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	5,428,179	4,378,239	△86,826	△86,826
	受取変動・支払固定	11,562,676	7,216,580	96,536	96,536
	受取変動・支払変動	347,447	156,627	637	637
合計		17,338,303	11,751,447	10,347	10,347

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債 借入金	34,000	34,000	43
	受取変動・支払固定		5,000	—	△3
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引	社債 借入金	152,500	152,500	△796
合計			191,500	186,500	△755

(注) 時価の算定方法

主として期末日現在の金利等を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引く方法等により算定している。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1 報告セグメントの概要

T F S グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、マネジメントが、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

T F S グループは、主に、割賦金融、リース取引、卸売金融、保険仲介等の販売金融事業を営んでおり、国内及び海外の連結子会社が独立した経営単位として、各国の市場環境に応じた事業活動を展開している。

従って、T F S グループは国別のセグメントから構成されているが、米国及びカナダについては、経済的特徴等が概ね類似していることから「北米」として集約している。

また、当中間連結会計期間より、従来「その他」に含めていた「タイ」について重要性が増したため報告セグメントとして記載し、報告セグメントとしていた「オーストラリア」について重要性が低下したため「その他」に含めて記載する方法に変更し、「日本」、「北米」、「タイ」を報告セグメントとしている。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、「3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前中間連結会計期間に記載している。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場の実勢を勘案した価格に基づいている。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	日本	北米	タイ	計				
売上高								
外部顧客への売上高	80,061	675,349	33,325	788,736	178,340	967,076	—	967,076
セグメント間の内部 売上高又は振替高	295	3,184	158	3,638	10,156	13,794	△13,794	—
計	80,357	678,534	33,483	792,375	188,496	980,871	△13,794	967,076
セグメント利益	10,810	63,515	9,660	83,986	49,109	133,096	△4,273	128,822
セグメント資産	1,493,069	13,381,822	1,031,550	15,906,443	4,836,087	20,742,530	—	20,742,530
その他の項目								
支払利息	390	105,389	12,928	118,707	64,507	183,215	△5,499	177,716
減価償却費	2,644	331,386	511	334,542	25,314	359,856	11	359,867
貸倒引当金繰入額	4,186	30,915	6,080	41,182	10,758	51,940	—	51,940

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及び中国等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△4,273百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額△5,499百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本」4,598百万円、「北米」174,636百万円、「タイ」35,453百万円、「その他」165,085百万円含まれている。

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	日本	北米	タイ	計				
売上高								
外部顧客への売上高	86,585	724,345	35,330	846,261	194,425	1,040,686	—	1,040,686
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	2,204	142	2,352	11,300	13,652	△13,652	—
計	86,591	726,549	35,472	848,613	205,725	1,054,338	△13,652	1,040,686
セグメント利益	11,985	55,433	13,207	80,626	55,157	135,784	△2,457	133,326
セグメント資産	1,579,207	13,765,516	1,159,341	16,504,066	5,268,540	21,772,606	—	21,772,606
その他の項目								
支払利息	246	137,964	13,168	151,379	73,546	224,925	△6,945	217,980
減価償却費	2,450	347,683	502	350,635	27,763	378,399	9	378,408
貸倒引当金繰入額	5,293	24,069	7,390	36,752	11,769	48,522	—	48,522

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及び中国等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△2,457百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額△6,945百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本」4,746百万円、「北米」196,938百万円、「タイ」37,219百万円、「その他」183,457百万円含まれている。

関連情報

前中間連結会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	米国	その他	合計
80,061	647,760	239,254	967,076

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位: 百万円)

日本	米国	その他	合計
2,804	4,380,945	238,430	4,622,181

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
86,585	692,844	261,256	1,040,686

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
2,900	4,419,318	267,135	4,689,355

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はない。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はない。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はない。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎ならびに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	1,721,667円31銭	1,841,318円93銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	2,733,310	2,921,869
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	29,432	30,077
(うち非支配株主持分(百万円))	29,432	30,077
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	2,703,878	2,891,791
普通株式の発行済株式数(株)	1,570,500	1,570,500
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	1,570,500	1,570,500

項目	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	61,269円41銭	65,188円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	96,223	102,378
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益金額(百万円)	96,223	102,378
普通株式の期中平均株式数(株)	1,570,500	1,570,500

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(2) その他

該当事項はない。

4 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,755	3,616
売掛金	7,112	7,895
関係会社預け金	150,970	125,760
その他	562	689
流動資産合計	162,400	137,961
固定資産		
有形固定資産	70	78
無形固定資産	2	7
投資その他の資産		
関係会社株式	207,193	207,382
関係会社出資金	105,218	105,218
関係会社長期預け金	138,990	215,460
その他	19,234	21,121
投資その他の資産合計	470,637	549,183
固定資産合計	470,710	549,269
資産合計	633,111	687,230

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,246	4,429
その他	2,782	1,855
流動負債合計	7,028	6,285
固定負債	1,522	936
負債合計	8,550	7,222
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,525	78,525
資本剰余金		
資本準備金	78,525	78,525
資本剰余金合計	78,525	78,525
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	465,188	521,021
利益剰余金合計	465,188	521,021
株主資本合計	622,238	678,071
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,321	1,936
評価・換算差額等合計	2,321	1,936
純資産合計	624,560	680,008
負債純資産合計	633,111	687,230

② 中間損益計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日)	
売上高		50,931		67,772
売上原価		4,142		4,429
売上総利益		46,788		63,343
販売費及び一般管理費		2,472		2,938
営業利益		44,316		60,405
営業外収益		1,676		631
営業外費用		11		532
経常利益		45,980		60,504
税引前中間純利益		45,980		60,504
法人税、住民税及び事業税	※ 1	3,723	※ 1	4,671
法人税等合計		3,723		4,671
中間純利益		42,257		55,832

③ 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	422,204	579,254	2,154	581,408
当中間期変動額						
中間純利益			42,257	42,257		42,257
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					249	249
当中間期変動額合計	—	—	42,257	42,257	249	42,506
当中間期末残高	78,525	78,525	464,462	621,512	2,403	623,915

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	465,188	622,238	2,321	624,560
当中間期変動額						
中間純利益			55,832	55,832		55,832
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					△385	△385
当中間期変動額合計	—	—	55,832	55,832	△385	55,447
当中間期末残高	78,525	78,525	521,021	678,071	1,936	680,008

注記事項

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

トヨタ自動車株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用している。

(中間損益計算書関係)

※1 中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。

(有価証券関係)

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式200,381百万円、関連会社株式6,812百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していない。

当中間会計期間(2018年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式200,381百万円、関連会社株式7,001百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(2) その他

該当事項はない。

2018年2月1日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号
に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
代表者の役職氏名 業務執行取締役 ジョン・ロドニー・チャンドラー

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成30年2月1日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

（参考）

（平成29年12月15日（受渡日）の売出し）

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2021年12月8日満期 米ドル建社債
券面総額又は振替社債の総額 1億3,070万米ドル^{（＊）}

（＊）株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した平成29年12月15日（受渡日）現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル＝112.40円の換算レートで換算した円貨相当額は146億9,068万円である。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

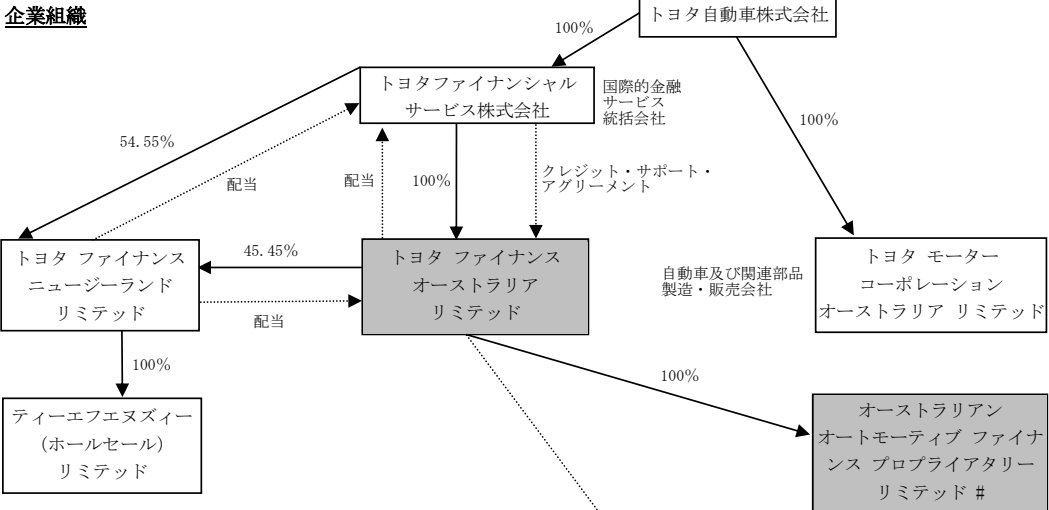
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド（ＡＢＮ 48 002 435 181）（以下「ＴＦＡ」という。）、ＴＦＡが支配する会社及びＴＦＡが統合する特定目的証券化信託からなる経済的主体（以下「グループ会社」と総称する。）の主な業務は、以下のとおりである。

- ・ 商用リース並びに消費者ローン及び商業貸付を手段とする顧客の自動車購入のための融資
- ・ 自動車ディーラーに対する在庫融資枠及び商業貸付の提供
- ・ 顧客へのオペレーティング・リース及びフリート管理サービスの提供
- ・ 第三者保険会社により引き受けられた保険証券の販売

ＴＦＡの親会社、ＴＦＡの子会社及びその他のＴＦＡとの間で直接的な株式保有の関係を有する会社の事業とＴＦＡの事業との関係は、以下のとおりである。

TF Aの事業、製品及び顧客の系統図

企業組織



販売経路

製品	ディーラー営業	フリート営業	顧客ダイレクト販売
	地域事務所	アカウント・マネージャー	顧客販売センター
消費者車両融資	✓		✓
商業用車両融資/動産抵当権	✓	✓	✓
オペレーティング・リース(管理及び非管理)		✓	
ファイナンス・リース	✓	✓	✓
ノベティッド・ファイナンス・リース(管理及び非管理)		✓	
従業員リース及び給与パッケージ		✓	
トヨタ・アクセス	✓		✓
法人向け及びディーラー融資	✓		
- 在庫融資	✓		
- 資本融資	✓		
- チャージ・プラン	✓		
- 一般目的融資枠	✓		
トヨタ保険	✓	✓	✓
トヨタ・	✓		✓
エクストラ・ケア	✓	✓	✓
- ロードサイド・サービス			

ディーラー (トヨタ及びトヨタ以外)

事業顧客 (個人業主、パートナーシップ、企業)

個人 (非事業) 顧客

オーストラリアン オートモーティブ ファイナンス プロプライエタリー リミテッドは、旧ティーエフエー(ホールセール) プロプライエタリー リミテッドであり、活発な取引を行っていない。

2. 主要な経営指標等の推移

次の表は、表示された期間及び日付現在のグループ会社の主要な経営指標の推移を示すものである。

決算期		2014年 3月31日 終了12ヶ月間 (注10)	2015年 3月31日 終了12ヶ月間 (注10)	2016年 3月31日 終了12ヶ月間 (注10)	2017年 3月31日 終了12ヶ月間 (注10)	2018年 3月31日 終了12ヶ月間 (注10)
金融収益及び類似収益	千豪ドル	858, 576	1, 105, 685 (注11)	1, 066, 631	1, 054, 980	1, 094, 412
純金融収益	千豪ドル	355, 025	388, 948	394, 537	330, 571	357, 483
税引後利益	千豪ドル	154, 226 (注1)	140, 716 (注2)	159, 074 (注3)	107, 458 (注4)	148, 059 (注5)
資本金	千豪ドル	120, 000	120, 000	120, 000	120, 000	120, 000
発行済株式総数	株	120, 000, 000	120, 000, 000	120, 000, 000	120, 000, 000	120, 000, 000
純資産額	千豪ドル	889, 736	985, 334	1, 133, 582	1, 234, 777	1, 377, 794
総資産額	千豪ドル	14, 097, 048	15, 450, 021 (注12)	15, 616, 927	16, 806, 845	18, 513, 506
1株当たり純資産額	豪ドル	7. 414	8. 211	9. 447	10. 290	11. 482
1株当たり利益 ^(注6)	豪ドル	1. 285	1. 173	1. 326	0. 895	1. 234
自己資本比率 ^(注7)	%	6. 312	6. 378	7. 259	7. 347	7. 442
自己資本利益率 ^(注8)	%	17. 334	14. 281	14. 032	8. 703	10. 746
営業活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	(94, 728)	(76, 162)	(118, 601) (注13)	(1, 025, 117)	(1, 306, 329)
投資活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	(27, 475)	(10, 597)	(14, 553) (注13)	(15, 431)	(3, 757)
財務活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	499, 693	683, 177	59, 490	1, 110, 014	1, 324, 138
現金及び現金同等物	千豪ドル	676, 353	1, 272, 771	1, 199, 106	1, 268, 572	1, 282, 624
従業員数 ^(注9)	人	555. 09	569. 28	598. 39	655. 62	639. 70

(注1) 営業活動以外からの収益9, 741千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注2) 営業活動以外からの収益8, 675千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注3) 営業活動以外からの収益7, 610千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注4) 営業活動以外からの収益8, 203千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注5) 営業活動以外からの収益7, 934千豪ドル（関連会社からの純利益の配分）を含む。

(注6) 税引後利益を発行済株式総数で除したものである。

(注7) 純資産を総資産で除したものである。

(注8) 税引後利益を純資産で除したものである。

(注9) 期末日現在のT F A及びT F Aが支配する会社の正規従業員相当の従業員の調整後員数。正規従業員相当の従業員の調整後員数は、産休中、社外出向中及び非常勤の従業員を含む。

(注10) 本表に含まれる2018年3月31日に終了した年度に関する財務情報は、国際財務報告基準と同等のオーストラリアにおける基準（以下「A I F R S」という。）に従い作成されている。

比較対象として本表に含まれている2014年3月31日、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度の財務情報は、A I F R Sに従い作成されている。

- (注11) 2015年9月30日に、貸付金等の残高が、オペレーティング・リースを貸借対照表上個別の資産として表示するために分割されている。かかる再分類に従って、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び添付の注記も変更された。比較対象となる2015年の数値はこの点を反映し修正再表示されている。
- (注12) 2015年9月30日に、デリバティブ金融商品の表示が総資産額及び総負債額に影響するグループの連結財務報告との整合性を図るために変更されている。比較対象となる2015年3月31日の数値はこの点を反映し修正再表示されている。
- (注13) 2017年3月31日に、利害関係者に対して関連の情報を提供するため、営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローにおける一部の残高の分類が変更された。これに伴い、2016年3月31日に終了した年度の比較情報は組替えられている。

決算期		2016年 9月30日現在 又は同日に 終了した 6ヶ月間	2017年 9月30日現在 又は同日に 終了した 6ヶ月間	2018年 9月30日現在 又は同日に 終了した 6ヶ月間 ^(注1)
金融収益及び類似収益	千豪ドル	525,188	540,364	589,223
純金融収益	千豪ドル	150,923	193,854	203,381
税引後利益 ^(注2)	千豪ドル	51,627 ^(注3)	93,874 ^(注4)	78,462 ^(注5)
資本金	千豪ドル	120,000	120,000	120,000
発行済株式総数	株	120,000,000	120,000,000	120,000,000
純資産額	千豪ドル	1,181,532	1,322,186	1,429,330
総資産額	千豪ドル	16,245,392	17,491,000	19,772,000
1株当たり純資産額	豪ドル	9.846	11.018	11.911
1株当たり利益 ^(注6)	豪ドル	0.430	0.782	0.654
自己資本比率 ^(注7)	%	7.273	7.559	7.229
自己資本利益率 ^(注8)	%	4.369	7.100	5.489
営業活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	(542,478)	(841,513)	(865,189)
投資活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	(5,881)	2,165	(16,503)
財務活動による正味 キャッシュ・フロー	千豪ドル	563,932	543,872	859,518
現金及び現金同等物	千豪ドル	1,214,679	973,096	1,260,450
従業員数 ^(注9)	人	613.61	639.42	692.18

(注1) グループ会社は、2018年9月30日に終了した6ヶ月間について未監査の中間財務書類を作成した。本表に含まれる財務情報は、オーストラリア会計基準審議会（AASB）により公表されたオーストラリア会計基準に従って作成された年次財務書類又はAASB第134号「期中財務報告」に従って作成された6ヶ月間についての中間財務書類より引用されている。

(注2) 6ヶ月間の法人税費用は、税引前利益合計の30%を基礎として、恒久的差異について調整することにより見積られている。実際の税金費用は事業年度末にのみ算出される。

(注3) 関連会社からの純利益の配分3,973千豪ドルを含む。

(注4) 関連会社からの純利益の配分3,942千豪ドルを含む。

(注5) 関連会社からの純利益の配分3,929千豪ドルを含む。

(注6) 税引後利益を発行済株式総数で除したものである。

(注7) 純資産を総資産で除したものである。

(注8) 税引後利益を純資産で除したものである。

(注9) 期末日現在のTFA及びTFAが支配する会社の正規従業員相当の従業員の調整後員数。正規従業員相当の従業員の調整後員数は、産休中、社外出向中、非常勤の従業員及び契約社員を含む。

